

規制の見直しに対する各社の対応等に関する調査の結果

日本商品先物振興協会 平成 25 年 2 月 21

調査の概要

平成25年1月10日~1月21日 本会会員である商先業者 29 社 27 社 (2)調査対象会員 (1)調査実施期間

(3)回答会員

業態内訳

③対面・ネット (コールセンター取引を含む)の両方 ②ネット(コールセンター取引を含む)のみ 4の国な()

二 社 5 社

2. 各社の回答の状況

(1) 省令改正関連

[不招請勧誘の禁止の例外について] 省令第102条の2

Q 1. 自社で金融デリバティブ取引の契約を有する顧客(取次ぎを行った顧客を含 む)に対して勧誘の要請を受けずに商品取引契約の締結を勧誘することができる ようになったが、これについてどのような対応をしているか。

①省令改正後、商品取引契約の勧誘を行った。	2社	7.4%
②省令改正後、商品取引契約を勧誘し、契約を締結すること	2 社	7. 4%
ができた。		
③省令改正後も、自社の金融デリバティブ取引の顧客には勧	7社	25.9%
誘していない。		
④当社は金融市場デリバティブ取引の顧客を有していない。	16社	59.3%
념무	27 社	100.0%

③を選択した7社における選択理由(1社は記載なし)

- 顧客の需要がないため。
- 社内規程を整備中であるため。(2社)
- ネット取引のみで、勧誘を一切行っていないため。(2社)
- 会社の方針として現状必要ないと判断しているため。今後、必要と判断した ときは、社員への研修・教育を行った上で実施する。

[プログラム売買の解禁について] 省令第102条第1項第4号

Q2. 一任取引の禁止の適用除外行為としてプログラム売買の提供ができることと

	¢ 0
なったが、これについてどのような対応をしているか。	①プログラン語画の提供を開始した

①プログラム売買の提供を開始した。	0社	%0 .0
②プログラム売買を提供したいと考えている(現在、システ	2社	7.4%
ムを開発中)		
③まだシステム開発には着手していないが、将来的には提供	12社	44.4%
したいと考えている。		
④プログラム売買の提供は考えていない。	13社	48.2%
合함	27 社	27 社 100.0%

④を選択した13社における選択理由

(対面営業が主力だから) ⇒2社

- ネットによる営業を行う予定がないため。
- 対面取引に特化した営業スタイルであるため。

(プログラム開発・顧客への説明が負担だから)⇒4社

- プログラム売買業者との契約が困難で、責任の所在についても検討する必要 がある。また、顧客との契約締結に際して資金総額に係る同意等の手間がか 132°
- 有効と思えるシステムが見当たらず、システム内容の説明が難しいと思われ るため。
- システム開発コストが発生するため。
- プログラムの開発など費用対効果が見えないため。

(体制未整備等) ⇒7社

- 今の市場の状況でプログラム売買がワークするか確証がもてないため。
- システムを共有する親会社の意向によるため。
- 現時点で、お客様からのニーズが無いため

当社の環境整備が出来ていないため。

- 時期尚早
- 今後、状況を見ながら判断する。
- まだ具体的に検討に着手していない

(特定委託者等からの受託について) 省令第102条第1項第5号及び第6号

Q3. 一任取引の禁止の適用除外行為として、特定委託者・特定当業者からの受託 において特定の事項を商先業者が定めることができるようになったが、これに ついてどのような対応をしているか。

- 2 -

①特定委託者等との間で当該契約を締結した。	1社	3.7%
②今後、当該契約を締結する予定である。	4社	14.8%
③特定委託者等からの受託は行っていない。	21社	77.8%
④回答なし	1社	3.7%
合計	27 社	100.0%

[社内規則等における対応]

Q4. 省令改正を受けて何らかの社内規則の見直しを行ったか。

①社内規則の見直しを行った。	2社	7.4%
②現在、見直しを検討中	11 社	40.7%
③見直しを行う予定はない。	14 社	51.9%
合計	27 社	100.0%

①を選択した2社が見直した社内規程及び改正内容

●受託業務管理規則に勧誘時における禁止行為の例外(省令第 102 条の 2 第 3項)を追加。(2社共通)

③を選択した 14 社における選択理由

- 自社の業務内容に該当せず、見直しを要する事項がないため。(12社)
- ◆不招請勧誘の禁止の例外について「省令第 102 条の 2 に規定する勧誘行為」と 定めているため、省令改正に対応した見直しは不要。

-96-

現在の業務内容を変更・追加するメリットがあるとは思えないため。(1社)

(2) 不招請勧誘の禁止に係る「Q&A」関連

Q 5. 資料請求者に対する資料送付後の対応は変わったか。

①資料の到着確認、説明の希望の有無等を電話で確認し、	14社	51.9%
希望に応じて説明も行うようになった。		
②当社から電話で確認することはしていない。	12社	44.4%
③その他	1社	3.7%
中	27 社	100.0%

②を選択した12社における選択理由

(顧客への勧誘はしない営業形態・営業方針) ⇒6社

- 当社の説明資料は全てHPで提供し、顧客に発送する説明資料はないため。
- ネット取引のみで、勧誘を一切行っていないため。(3社)
- 不招請勧誘禁止を厳格に遵守しているため。
- ・求めがない限り、顧客への電話はしない方針のため。

(資料請求者がいない、資料請求型の事業形態ではない等) ⇒ 4 社

省令改正後、資料請求者がいないため。(資料請求があれば、今後は電話によ

り説明の希望の有無を確認する予定)

- 資料請求型のビジネスモデルではないため。
- 資料請求者がほとんどいないため。
- 資料送付は行っていないため。

(その他の理由)

- 損失限定取引の勧誘を行っているため。
- 現状は不要と判断している。

③その他

従来から、資料の到着確認、説明の希望の有無等を電話で確認し、希望に応じて説明も行う方法をとっており、Q&A以降で変更はない。

Q 6. 質問・問合せをしてきた顧客に対する回答後の対応は変化したか。

①回答内容についての理解確認、さらなる質問や説明の希	14 社	51.9%
望の有無等を電話で確認するようになった。		
②当社から電話で確認することはしていない。	11 社	40.7%
③その他	2社	7.4%
□ ·	27 社	100.0%

②を選択した 11 社における選択理由

(顧客への勧誘はしない営業形態・営業方針)⇒5社

- 当社の説明資料は全てHPで提供し、顧客に発送する説明資料はないため。
- •ネット取引のみで、勧誘を一切行っていないため。(2社)
- 原則WEB上での対応としているため。
- 不招請勧誘禁止を厳格に遵守しているため。

(質問・問合せをする客がいない等) ⇒3社

- 省令改正後、質問・問合せをしてきた客がいないため。(質問・問合せがあれば、今後は説明の希望の有無等を確認する予定)
- 資料請求者がほとんどいないため。
- 資料送付は行っていないため。

その他の理由)

- 顧客から問合せのあった事項だけを回答しており、改正後も変えていない。
- 損失限定取引の勧誘を行っているため。
- 現状は不要と判断している。

③その他

従来から、資料の到着確認、説明の希望の有無等を電話で確認し、希望に応じて説明も行う方法をとっており、Q&A以降で変更はない。(2社)

Q7. セミナー参加者に対する後日の対応は変化したか。

①質問や説明の希望の有無を電話で確認するようになった。	11 社	40.7%
②当社から電話で確認することはしていない。	16社	98.3%
合함	27 社	100.0%

②を選択した16社における選択理由

- セミナーを行っていないため (7社)
- 今回の省令改正後、まだセミナーを開催していないため。
- FX・CFD主体のセミナーを行っているため。
- ネット取引のみで、勧誘を一切行っていないため。(2社)
- 損失限定取引の勧誘を行っているため(2社)
- 不招請勧誘禁止を厳格に遵守しているため。
 - ・ 当社の営業形態と合致しないため。
- 現状では不要と判断しているため。

Q8. Q&Aの公表を受けて社内規則の見直しを行ったか。

①社内規則の見直しを行った。	3社	11.1%
②現在、見直しを検討中	12社	44.4%
3見直しを行う予定はない。	12社	44.4%
合	27 社	100.0%

①を選択した社における見直しの内容

規則等の名称 : 受託業務管理規則(同様3社)

変 更 内 容 :勧誘時における禁止行為の例外要件に追加。(3 社共通)

③を選択した12社中、11社の選択理由(1社は記載なし)

- 自社の営業形態に合致していないため。(4社)
- 当社で取扱う店頭デリバティブ取引も不招請勧誘が禁止されていることから、 顧客への対応は問合せ対応に限定し、当社からの連絡は事務連絡・情報提供に とどめているため。
- 見直しを要する事項がないため。(3社)
- Q&Aに示されている行為を社内規則で規定していないため。
- 現状では不要と判断しているため。
- 現行の社内規則で対応可能であるため。

(3) 今般の規制見直しに係るその他の効果について

- Q9 上記以外で、今般の規制の見直しを営業においてどのように活用したか? (自社の金融市場デリバティブ顧客に対する勧誘について)
- 省令改正の不招請勧誘禁止の例外について営業部に周知し、FX取引の委託者に対して新規口座開設の勧誘を行うことになった。

(特定当業者等からの包括的注文指示による受託について)

包括委託については、特定当業者を中心に期近限月でのヘッジがし易い等大変使い勝手が良いとの意見を多数いただいており、積極的に取り組んでいる。

(プログラム売買について)

プログラム売買については活用したい。

(セミナー参加者に係る営業について)

- セミナー参加者に対して、電話等による次回セミナーの案内あるいは質問の有無の確認を行うことにより、セミナーへの継続参加者が増え参加者からの新規獲得が増えている。
- Q&Aのセミナー対応部分については、セミナー中心に営業を行っている部門から有用であるとの回答を得ており、今後の勧誘活動の指針として活用していく予定である。
- セミナー参加者に対して営業部員が後日連絡する際は、たとえセミナー開催時に 口頭で「招請」を受けていたとしても、当該参加者の書面(アンケート等)による「招請」がない限り、通常取引の勧誘は行わず損失限定取引の勧誘のみを行う よう指導・徹底に努めている。
- 不招請勧誘が禁止される中、特に自社セミナーの開催による勧誘対象者の拡大に 一層の工夫が必要であると考え、社内検討を重ねている。今後、経済講演会等の 大規模セミナー実施時等の対応についても更に検討を行う予定である

(4) 市場流動性向上のための提言について

Q10. 流動性向上に資する更なる改善策として検討すべき事項

①行為規制

[勧誘規制の見直し]

- 再制誘の禁止について「顧客の発言した状況やニュアンス等から顧客の意思を汲み取る必要がある」という恣意的・主観的な基準ではなく「二度と勧誘しないで欲しい」等明確な拒絶を受けた場合に禁止とするべき。
- 不招請勧誘の禁止について「勧誘の要請とは『それらの行為を強く求める』 ことを指す」とされているが、多くの人は『それらの行為を強く求める』ことをしない。曖昧や婉曲的な表現が好まれる我が国の風土において「勧誘の要請」という概念は馴染まない。商先業者サイドから入口を閉じてしまう

- 9 -

「不招請勧誘禁止」は撤廃すべきと考える。

不招請勧誘の禁止の更なる緩和若しくは撤廃により、新規委託者を市場に呼び込むことが必要であると考える。一般投資家への啓蒙策として、電話又は 訪問により、説明行為はできるように規制を見直してほしい。

[適合性審査の緩和]

適合性審査における基準の見直し。金融先物取引所くりっく365に準じた基準を準用する方法等による参加資格の緩和策を検討してもらいたい。

[契約手続の簡素化]

• 各種契約書類の簡素化

|投資可能資金額の見直し]

・勧誘を伴わない電子取引において投資可能資金額の申告を不要とすること。

(2)財務規制

[純資産額規制比率の見直し]

・純資産額規制比率における市場リスク相当額を引き下げることにより、自己 ディーリングがやり易くなり流動性向上が図られる。

③取引仕法・立会時間・システム等に関する事項

[定率参加料の是正による流動性向上]

取引が金に一極集中している現状に鑑み、金以外の商品の定率参加料を引き 下げることによってプロップハウス等の取引参加も容易になり、金以外の商 品の流動性向上が図られる。

-98-

[マーケットメイク制度の検討]

- マーケットメイク制度を導入することによって、期近限月の流動性向上が図られると思われる。
- 気配値がなく約定価格が飛んでしまう状況を改善してもらいたい。

[取引所サーバーの高速化]

流動性向上にはHFTの導入が必要だと思うが、そのためには取引所のサーバーの処理能力を増強し、取引速度を上げることが重要と考える。

、証拠金の内外通算〕

国内市場と海外市場間でのサヤ取りにおいて、SPANのスプレッド証拠金が適用されるようにしてほしい。

(取引開始時における板合せ制度の導入)

 各セッションの開始時(17時及び9時)に板合せを行うことによりMO注文 が安心して発注しやすくなる。

(CBの最大幅の設定)

銘柄ごとに一計算区域において変動可能幅を設定することによりお客様が安心して取引に参加しやすくなる。

「バイナリーオプションの導入」

分かりやすい商品としてバイナリーオプションを導入する。

4)委託者税制

- 市場デリバティブ取引と店頭デリバティブ取引の税制は同一になったが、今後は、市場デリバティブ取引は非課税とする等さらなる税制優遇を進めてもらいたい。
- 既に税制要望されているが、上場株式等との税制一元化を図ることにより税率の統一及び損益通算を行うことが可能となり、商品先物市場への参加者の取引利便性向上が図られる。

⑤広報関係

[知名度・認知度の向上]

- 市場流動性の増大は喫緊の課題であると認識しているが、画期的な改善策を 見出しにくい状況である。「取引所」が中心となり、市場の存在意義、必要性、 業者の存在等についてマスコミを利用して積極的に広く世間にPRを行うこ とが改善策につながるのではないか。
- 規制緩和により委託者数の増加が見込めるものの、まだ商品先物取引は「一般の投資家が行うものではない」とのイメージが払拭されておらず、損失限定取引もまだまだ知名度・認知度が低い状態であるので、商品先物取引を身近な投資対象の一つにすべ、これまで以上に関係諸団体(取引所、先物協会等)によるメディア(TV、WEB等)を通じた啓蒙活動を期待する。
- 業界内でのキャンペーンを企画してほしい。

[海外顧客の誘引]

英文によるプロモーション、資料の利用、海外でのイベント開催などによる 海外、外国人取引の誘引。

(5) 今般の規制見直しの新規委託者獲得への影響について

Q11. 今般の見直しによって新規委託者の獲得はどのような影響を受けたか。

①平成 24 年 1~10 月の月平均新規委託者数(1 社当たり)	32 人
②-1 平成 24 年 11 月の新規委託者数 (1 社当たり)	35 人
②-2 平成 24 年 11 月の月末委託者数 (1 社当たり)	1,864人
③-1 平成 24 年 12 月の新規委託者数 (1 社当たり)	31人
③-2 平成 24 年 12 月の月末委託者数 (1 社当たり)	1,854人

*国内リテールを行っている24社を対象に集計した。

以 上

-80 -

電子取引の状況推移に関する定期調査結果 (2012年9月期)

2013. 3.26 日本商品先物振興協会

電子取引の状況推移に関する定期調査 (2012年9月期)

1. 調査時期、調査項目等の概要

- (1) 調査実施時期 2012年11月
- (2)調査対象期間 以下の2半期分を対象として実施した。①2011年10月~2012年3月

②2012年4月~同9月

- (3)調査対象者 全会員に調査依頼し、その中で対象期間に電子取引を提供していた会員11社から回答を得た。
- (4)調査方法

ウェブサイト内に設置された専用ページに回答内容を入力する方法によった。

(5)調査項目

電子取引に関する以下の項目を収集した。

①顧客の数 (=口座数)

②預り証拠金の額

③売買枚数 (委託者を会員等*1、一般顧客*2・取次者*3の3つに分類した)

*1会員等 会員制商品取引所の会員または株式会社商品取引所の取引 参加者

*2 一般顧客等 上記のいずれでもない委託者

*3 取 次 者 取引参加者等でない商品先物取引業者

④受取委託手数料額

2. 調査結果の概要

(1) 電子取引を行っている会員数

2012年10月1日時点で国内商品市場取引に係る許可を受けている 商品先物取引業者32社のうち13社から電子取引を提供しているとの 回答を得、うち11社(後掲)から口座数等のデータの提供を受けた。

(2) 電子取引に係る口座数

2011 年 9 月末: 25,875 口座 (100.0%) 2012 年 9 月末: 25,233 口座 (97.5%) 2012 年 9 月末は前年同期に比べて 2.5%、642 名減少した。

(3) 電子取引に係る預り証拠金残高

2011年9月末:70.1十億円 (100.0%) 2012年9月末:65.8十億円 (93.9%) 2011年9月末の残高から6.1%減少した。

(4) 電子取引に係る売買枚数

①2011 年 10 月~2012 年 3 月 ☆受託会員における受託枚数

a. 会員等からの受託 : 909,941 枚 (10.9%)
 b. 一般顧客等からの受託 : 5,946,883 枚 (70.9%)
 c. 取次者からの受託 : 1,523,138 枚 (18.2%)

日本商品先物振興協会 JCFIA JAPA JAPAGOANION 合 計 : 8, 379, 962 枚 (100.0%)

☆参考 取次者における受託枚数 (cの内数) d. 会員等からの受託 : 49,560 枚

e. 一般顧客等からの受託 : 658,641 枚

②2012年4月~9月

☆受託会員における受託枚数

 a. 会員等からの受託
 : 1,153,849 枚 (13.6%)

 b. 一般顧客等からの受託
 : 6,016,706 枚 (70.7%)

 c. 取次者からの受託
 : 1,333,664 枚 (15.7%)

合 計 : 8,504,219 枚 (100.0%)

☆参考 取次者における受託枚数 (cの内数) d. 会員等からの受託 : 10,356 枚 e. 一般顧客等からの受託 : 665,149 枚

【参考】

一般顧客における電子取引の普及度合い

一般顧客等の電子的方法による委託 (業者から見れば「受託」) は 「取次者に対する委託」「受託会員等に対する委託」の二つの経路が あるところ、一般顧客が電子的方法によって取引注文を委託した割合 が全ての電子取引のうちどの程度であるのかを整理したのが次表で あるが、概ね80%弱のシェアを占めていることが見て取れる。

なお、一般顧客の電子的方法による委託は上記①、②における「b」に「e」を加えて算出している。

対象期間	一般顧客等からの	電子的方法による
N 家期间	電子的方法による受託	受託枚数
2011年10月~	6, 605, 524 枚	8, 379, 962 枚
2012年3月	(78. 8%)	(100.0%)
2012年	6,681,855 枚	8, 504, 219 枚
4月~9月	(78. 6%)	(100.0%)

【今次調査において電子取引に係るデータをご提供いただいた会員11社】

(50 音順、2012 年 9 月 30 日時点)

 エース交易㈱
 ドットコモディティ㈱

 岡地㈱
 日産センチュリー証券㈱

岡藤商事㈱ ㈱フジトミ

岡安商事㈱ フジフューチャーズ㈱

カネツ商事㈱ 北辰物産㈱

㈱コムテックス

以上

(文責:日本商品先物振興協会事務局)

2



電子取引に係る状況推移(2012年9月期まで)

1. ストック項目

		調査基準日	2009年3月末	2009年9月末	2010年3月末	2010年9月末	2011年3月末	2011年9月末	2012年3月末	2012年9月末
	1	電子取引を行っている会社数	25 社	23 社	18 社	16 社	14 社	13 社	13 社	13 社
会社数	2	商品先物取引業者(国内市場取扱業者)の数	49 社	44 社	37 社	36 社	33 社	33 社	33 社	32 社
	3	電子取引比率(会社数ペース、①/②)	51.0%	52.3%	48.6%	44.4%	42.4%	39.4%	39.4%	40.6%
	4	電子取引会社が保有している全ての口座数(電子・対面)	51,826口座 (22社)	46,424口座 (20社)	42,895口座(16社)	42,472口座(16社)	37,637口座(14社)	36,136口座(13社)	33,250口座(11社)	34,611口座(11社)
	(5)	上記のうち電子取引に係る口座数	35,570口座 (22社)	29,485口座 (20社)	28,673口座(16社)	27,704口座(16社)	25,947口座(14社)	25,875口座(13社)	23,758口座(11社)	25,223口座(11社)
口座数	6	上記のうち有効口座数	10,190口座 (22社)	9,996口座 (20社)	9,685口座(16社)	9,570口座(16社)	9,069口座(14社)	8,891口座(13社)	7,582口座(11社)	7,760口座(11社)
	7	商品先物取引業者全社が保有する顧客口座数	87,233口座	85,090口座	82,571口座	80,897口座	74,953口座	NA	76,840口座	NA
	8	電子取引比率(口座数ペース、⑤/⑦)	40.8%	34.7%	34.7%	34.2%	34.6%	NA	30.9%	NA
	9	電子取引に係る預り証拠金額	42.0十億円(22社)	71.2十億円(20社)	63.2十億円(16社)	61.5十億円(15社)	64.5十億円(14社)	70.1十億円(13社)	68.1十億円(11社)	65.8十億円(11社)
預り証拠 金額	10	委託取引全体に係る預り証拠金額	168.1十億円	158.8十億円	168.6十億円	155.3十億円	151.7十億円(14社)	141.7十億円(13社)	135.3十億円(11社)	140.0十億円(11社)
	Œ	電子取引比率(預り証拠金額ベース、⑨/⑩)	25.0%	44.8%	37.5%	39.6%	42.5%	49.5%	50.3%	47.0%

2. フロー項目

			調査	対象期間	2008年10月~ 2009年3月 (6ヵ月)	2009年4月~9月 (6ヵ月)	2009年10月~ 2010年3月 (6ヵ月)	2010年4月~9月 (8ヵ月)	2010年10月~ 2011年3月 (6ヵ月)	2011年4月~9月 (6ヵ月)	2011年10月~ 2012年3月 (6ヵ月)	2012年4月~9月 (6ヵ月)
			受託会員	a.商品取引所の会員等からの受託							909,941枚	1,153,849枚
			35	b.一般顧客等からの受託							5,946,883枚	6,016,706枚
		電子取引	の受託分	c.取次者からの受託		調査実績なし						1,333,664枚
売買枚数	12	4引売買枚数	(参考) 取 次 者	d.会員等からの受託							49,560枚	10,356枚
元與权效		30.	の 受 託 分	e.一般顧客等からの受託							658,641枚	665,149枚
				合計 (=a+b+c) *d, eは共にcに含まれる。	6,287,972枚(24社)	6,270,268枚(20社)	7,374,070枚(16社)	9,071,677枚(16社)	13,323,000枚(14社)	15,092,993枚(13社)	8,379,962枚(11社)	8,504,219枚(11社)
	(3)		3	内市場全体の売買枚数 (含、オプション)	41,199,660枚 (国内市場)	33,253,826枚	35,264,360枚	29,740,040枚	33,829,654枚	35,803,460枚	30,014,712枚	26,034,300枚
	(1)		(3	電子取引比率 売買枚数ペース、(②/(③)	15.3%	18.9%	20.9%	30.5%	39.4%	42.2%	27.9%	32.7%
	(5)			取引による受取委託手数料 百万円、含オプション)	1,552百万円 (24社)	1,723百万円(20社)	1,868百万円(20社)	4,417	5万円	5,710	万円	3,137百万円(13社)
受取委託 手数料額	16		業界	R全体の受取委託手数料 百万円、含オプション)	25,012百万円 (全社)	23,351百万円 (全社)	25,074百万円 (全社)	42,568百万円	(全社, 1年間)	43,321百万円	(全社, 1年間)	NA
	0)		(受取	電子取引比率 委託手数料ベース、(⑤/⑥)	6.2%	7.4%	7.4%	10.	4%	13	2%	NA

*一般顧客等からの取次者の受託は「取次者からの受託」と「一般顧客等からの受託」の双方に二重に計上されているので、当該枚数を全体から差し引いて合計値としている。

*2010年9月期以降、「東界全体の受取受託手数料収入」の集計が年に1回となったため、受取受託手数料の総額に占める電子取引に係る受取委託手数料の割合については、半年間 の電子取引に係る受取委託手数料収入額を2割合算した上で、1年間の受数委託手数料収入額と比較して算出している。

日本商品先物振興協会

JCFIA

電子取引に係る状況推移(2012年9月期まで)

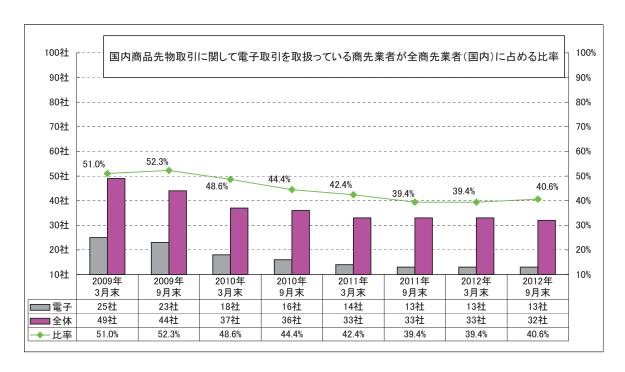
3. 注記事項

1	電子取引を行っている会社数	本会からの調査に対して「電子取引を行っている」と回答した会社数
2	商品先物取引業者数	本会調べ。
4	保有口座数	2005年12月末まで:各社が有している口座の数 2006年 3月末から:証拠金残高がある口座(無担保委託者未収金を有する口座は含まない)
(5)	うち電子取引口座数	本会調べ、(会員アンケー制査による。) 2005年12月末まで-各社が有している電子取引口座の数 2006年 3月末から-証拠金残高がある電子取引口座(無担保委託者未収金を有する口座は含まない)
6	うち有効口座数	本会調べ、(会員アンケー制査による。) 2005年12月末まで-証拠金残高がある口座(無担保委託者未収金を有する口座を含む) 2006年 3月末から:建玉がある口座
7	全口座数	本会調べ。(定期業務報告書による。)
9	電子取引に係る 預り証拠金額	本会調べ。(会員アンケート調査による。)
10	委託取引全体に係る 預り証拠金額	株式会社日本商品清算機構「預託金残高推移」における「委託総額」に記載されている額(LGを含んでいる。)
12	電子取引売買枚数	本会調べ。(会員アンケート調査による。)
(13)	市場全体の総売買枚数	株式会社日本商品清算機構調べ。(直近の値は速報値)
15, 16	受取委託手数料額 (電子取引、市場全体)	(回電子取引に係る額・茶芸調へ(ご負みのアンケート調査による。) (値)指集全体・未会調へ(2016年) 月期までは1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1日
*1	総約定代金、売買枚数	国内商品市場における取引を対象としている。(オプションを含む。)
*2	電子取引	電子情報処理組織を経由して受託した取引。 (2008年3月期は、「インターネットホームトレードにより受託した取引」と定義)

日本商品先物振興協会



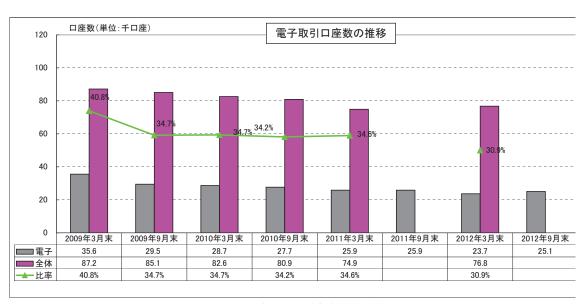
電子取引に係る状況推移(2012年9月期まで)



日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2012年9月期まで)



電子取引のための口座のうち預託残高があるものの数。

本会調査に対する会員企業からの回答の合計。 2005年12月末まで:各社が有している電子取引口座の数。 2006年3月末以降:証拠金残高がある電子取引口座の数。 電子口座数 (ただし、無担保委託者未収金を有する口座は含まない。)

市場全体の口座数(預託残高があるもの)。 2010年9月期までは会員各社が本会に提出している定期業務報告書、2011年3, 全口座数

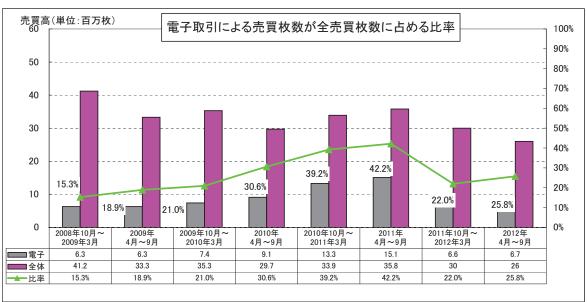
各社が作成した開示資料を基に先物協会で集計した数値。

電子情報処理組織を通じて委託された取引 (2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引) 電子取引

日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2012年9月期まで)



電子取引による売買枚数 本会調査に対する会員企業の回答の合計値。
 全売買枚数 市場全体の売買枚数。国内各取引所提供のデータに2を乗じている。
 電子情報処理組織を通じて委託された取引
 (2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)
 2011年9月期まで・会員等からの受託や取次者からの受託が含まれている。
 2012年3月期以降:一般顧客からの受託を対象としている。

日本商品先物振興協会



<回絁フォーマット>

日本商品先物振興協会

: 03-3664-5731 回答者のお電話番号 当てはまるものに〇印をつけてください。 ※ 選択肢のある質問は、 ※ 「理由・背景」については、できる限り詳細に記述ください。

*本回答は、本会役員のうち商先業者である9社に回答を依頼し、そのうち7社から得た回 答結果をとりまとめて作成したものである。

Q 1. 現状、B to B取引では、内税方式、外税方式のいずれを採用していますか?

5社 (71%) (1) 内税方式

2社 (29%) (2) 外税方式 (3) 内税方式、外税方式の両方を使い分けている

(4) その他

<上記の理由・背景>

【内税方式を採用している会員の理由】

■ BtoC 取引において総額表示 (=内税方式) が義務付けられているため、BtoB 取引にお いても事務管理コスト抑制等の観点から同様の取り扱いとしているため。

【外税方式を採用している会員の理由】

■ 銀行のシステムが外税方式であり、これを顧客との取引についてのみ内税方式に変更す るには相応のコストが発生するから。

Q2.B to B取引においては、現状、価格表示の方法に規制はありませんが、何らかの規制 を設けるべきですか?

(1) 内税方式を義務づけるべき

| 社 (14%)

(2) 外税方式を義務づけるべき

4社 (57%) (3) 現状どおり、規制を設けるべきではない

(4) 上記のいずれでも構わない

2社 (29%)

(5) 会員間で意見が異なり、統一見解を出すのは困難

(6) その他

<上記の理由・背景>

【「規制を設けるべきでない」を選んだ者が示した理由】

- 外税方式では決済が多量になると、決済段階で計算される消費税の端数処理に対し、事 業者に負担が係る場合がある。
- 消費税申告計算上、一括計算ができる。

価格表示方式の違いが直ちに事業者間に有利・不利を生じさせるものではないと思う。

法人顧客に対しては、要請に応じて個別対応できる制度が好ましい。従って価格表示を 規制によって統一するべきではない。

Q3. BtoB取引において、価格表示の方法と転嫁のしやすさには関係があると考えますか?

資料7-(3)

2社 (29%)

(1) 外税方式のほうが円滑な転嫁が可能である

5社 (71%) (2) 外税方式であっても円滑な転嫁ができるとは限らない

(3) 会員間で意見が異なり、統一見解を出すのは困難

(4) その他

く上記の理由・背景>

[「外税方式であっても円滑な転嫁ができるとは限らない」と回答した者の理由]

■ 内税表示であろうと外税表示であろうと総額には変わりがなく、外税表示をすることに よって転嫁しやすくなるとは考えにくい。 BtoB においては課税業者/免税業者の区分が分かりにくいため、本体価格の表示でもよ いのではないかと思われる。

価格表示の方法と転嫁のしやすさの間には因果関係はないものと考える。

Q4.円滑な転嫁を進めるために、価格表示のあり方に限らず、政府が講ずるべき施策につ いて、具体的な御要望がございましたら、自由に記述ください。

また、現案の免税事業者の取り扱いについては、価格の設定の難しさ及び事務コストの ■ 課税事業者と免税事業者を明確にしなければ消費税を含めた価格に不公平感が生じる。 増大が予想される。

業者が価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、相談等に応じる体制を整 事業者が消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者の実態を十分に把握し、事

Q.5. B to C取引は、現状、「不特定かつ多数の者に対して予め価格を表示するとき」は内税 方式(総額表示)が義務づけられていますが、これを見直すべきですか?

(1) 見直すべきではない (現状の内税方式 (総額表示) 義務づけを維持すべき) **5社 (71%)**

(2) 見直して外税方式を義務づけるべき

(3) 見直して規制をなくし、事業者の自由とすべき 1社 (14%)

(4) 会員間で意見が異なり、統一見解を出すのは困難

(5) B to C取引を行っていないため、特段の意見なし

(6) その他(

く上記の理由・背景>

【見直すべきではないと回答した者の理由】

- 総額表示方式のほうが消費者にとって分かりやすい。
- すでに現在の表記方法が消費者に周知理解されており、変えることにより無用の混乱を 招きかねない。
- 委託手数料を徴収する際、外税方式だと消費税を頂いていないような印象を与えかねな
- 支払う側から見たら「全部でいくら」とした方がわかりやすい。
- システム上、表示方法を変更することはカネと時間がかかる。小売業ではレジシステム の改修・交換等を強いられる。
- なぜ外税方式を義務付ける必要があるのか理解できない。
- 上税が導入されているアメリカでも総額表示が一般的である。このような国際的な状況 付加価値税を導入している欧州諸国は、総額表示が義務付けられている。また、小売売 や消費者の利便性の視点に立つと、現状を維持すべき。
- わが国にようやく広く定着してきている方式を変更することは、消費者行動に実質的な
- 影響を与えるだけでなく、事業者側のコスト増にも繋がるので見直しには反対である。 対個人顧客に関しては現状を維持するか、規制を廃止し、事業者ごとに自由化できるよ ば複数の帳簿類、その他書類関係を整備する必要が生じ、それらの負担を考慮すれば、 対個人顧客と法人顧客において仮に内税方式または外税方式により表示方法が異なれ [事業者の自由とすべきと回答した者の理由] うにすることが望ましい。

Q6.その他、価格表示の在り方について御意見等ございましたら、自由に記述ください。

- 生産性の向上に繋がる価格表示を望む。
- 顧客が委託手数料に対して消費税が課税されることを認識した上で、内税方式であれば、 より、消費者に対する理解や周知の徹底を求めることは、事業者にとって容易なことで 取引の対価として「徴収される額」或いは「支払う額」が表示される。また、外税方式 であれば、「委託手数料」と「消費税」が表示されるため、委託手数料の額が明確とな る。何れにしても、制度化されて消費者に浸透したものを、再度、制度変更することに はない。つまり、内税方式にしても、外税方式であっても、頻繁な制度の変更は避ける べきであると考える。

以上

က

平成 25 年 4 月 19 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

金融所得課税一元化に関する調査報告書(電子版)の掲載について

昨年7月にご協力をいただきました金融所得課税の一元化に向けた調査(委託者アンケート調査・委託者実情調査・特定口座調査)の報告書(電子版)を協会会員専用ページに掲載いたしましたので、お知らせいたします。

ファイルは以下のリンク先に掲載してありますので、同リンク先をクリックしてご覧下さい。

「金融所得課税の一元化が商品先物取引に与える影響に関する調査報告書」

(URL: http://www.jcffa.gr.jp/cgi-bin/member/editDispatch.cgi)

※なお、書面による報告書(冊子版)は、別途、郵送いたします。 ご多忙の中、本調査にご協力いただき厚くおれを感謝申し上げます。 なお、本調査報告書は特定個人を識別することのない統計資料ではありますが、アンケートにご回答いただいた個人投資家の資産状況等が把握できる資料であることに配慮し、会員限りとさせていただきますので、お取り扱いについてご留意を賜りたくお願い申し上げます。

平成24年度の委託者アンケート調査結果の概要について

(1) 先物取引(商品、有価証券、金融)間での損益通算が可能なことの認知度(報本・エーニン)

告書 P2)

	平成22年度調査	平成23年度調査	平成 24 年度調査 (今次調査)
知っている	68.7%	75.7%	73.9%
知らない	31.3%	24.3%	26.1%

今次調査では、先物取引間での損益通算が可能なことについての認知の割合は、平成 23 年度調査 75.7%から 1.8 ポイント減少し、73.9%となったが、平成 22 年度調査 68.7%からは 5.2 ポイント増加した。

(2) 金融所得課税が一元化された際に商品先物取引との損益通算を希望する金融商品(報告書 b3)

	海外(商品、金融) 先物取引		43.0%
投資信託	(解約、譲渡、償還損益、	収益分配金)	44.3%
41 **	(今年日 米甲基株)	(概佼頃年、昭三年)	80.6%

商品先物取引との損益通算を望む金融商品としては株式 (譲渡損益、配当金)が最も多く、80.6%の回答者が実現を希望する結果となった。それ以外では、投資信託(解約、譲渡、償還損益、収益分配金)、海外(商品、金融)先物の順となっている。

(3) 3年間の繰越控除が可能となったことによる商品先物取引の投資額や取引回数の増減の影響 (報告書 b4)

減少した	%7.6
変化なし	72.2%
増加した	18.6%

今次調査において、3 年間の繰越控除可能により商品先物取引への投資行動が「増加した」と回答した者の割合は 18:6%、「変化なし」と回答した者の割合は 72:2%となった。本制度による商品先物取引への投資意欲の刺激効果は、今のところ限定的であることが窺える。

(4)商品先物取引と有価証券先物取引との損益通算をして税務申告を行ったことのある委託者の割合(報告書 P23)

 平成 22 年度調査
 平成 23 年度調査 (今次調查)

 48.8%
 56.5%
 55.7%
 今次調査では、商品先物取引と有価証券先物取引の損益通算を行ったことのある者の割合は平成23年度調査56.5%から0.8ポイント減少して55.7%となったが、平成22年度調査48.8%からは6.9ポイント増加した。

(5) 商品先物取引と取引所 FX 取引との損益通算をして税務申告を行ったことのある委託者の割合 (報告書 P30)

ᄱ	
平成 24 年度調査 (今次調查)	19.4%
平成23年度調査	29.4%
平成22年度調査	15.7%

今次調査では、商品先物取引と取引所 FX 取引の損益通算を行ったことのある者の割合は平成 23年度調査 29.4%から 10 ポイント減少して 19.4%となったが、平成 22 年度調査 15.7%からは 3.7 ポイント増加した。

以上

2012.07. 31現在

公設市場(取引所取引)における先物取引と株式(現物)に関する税制の概要(個人)

ドイツ	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテュ゙リー)であるが、株式 売却損は株式売却益としか損益通算できない。 先物取引から生じる損失は、第20条に定義するその他のキャ ピタルゲイン(*3)との相殺が可能。 (\$20 Abs. 2 Nr. 1(株式売却益), Nr 3a(先物取引)), Abs 6 Satz 5 (株式売却益の同一所得内での損益相殺の禁止) EStG)(*4)	尋 商品先物と金融先物は、デリバティブ取引として同じ所得カテゴリー(双方とも20条所得)であり、損益通算可能	キャピタル・ゲイン/ロス	※源泉分離課税と 総合課税の選択(§32d Abs.4 EStG) ※選択的申告は可能だが、総合課税を選択して申告しても、 株式売却利益/損失と他の所得との相殺はできない。	7 税率25%(§32d Abs. 1 EStG)(*4)
フランス	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能	商品先物と金融先物は、デリバティブ取引として同じ所得カテゴリーであり、損益通算可能	キャピタル・ゲイン/ロス	分離課税	・所得税分離課税としての19%課税と社会保障税13.5%の2種類の課税対象。
イギリス	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能	品先物と金融先物は、デリバティブ取引として同じ所得カテゴリーで J、損益通算可能	先物	分離課税(税率については総合所得によって決定)	3. 進税率18%または28%(2010年6月23日以降、高額所得者(注1)にしては一定以上のキャピタルゲインに対して28%を適用(注2)) しては一定以上のキャピタルゲインに対して28%を適用(注2)) いゲインを得た個人。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
アメリカ(*1)	- 先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が - 可能 (現物株式と先物でルールが異なる)	商品先物と金融先物は、課税所得の計算が異なるが、一定の計算ルールの下、最終的には損益通算が可能 ※詳細は附属資料(4)参照 ※詳細は附属資料(4)参照 商品先物(commodity futures)は規制取引であるため、いわゆる 「Section 1256取引」となり、特別なルールが適用される。例えば年末時点で保有するContractは、その時点で売却したと仮定し、強制的に市場価額で損益を認識する必要がある。また、譲渡損益の 40%は短期所得 (short-term gain/loss)とみなし、60%は長期所得 さいに関い、Section 1256取引とならず、上記のルールが適用されなないに関い、Section 1256取引とならず、上記のルールが適用されない、何人による取引に関する例外規定が条文にあるため、個人投資のお、上記のSec 1256ルールが適用されない。 自然的にそれを知り目、Sec 1256の適用なしとなる)。 なお、上記のSec 1256ルールが適用された商品先物の短期たび長期譲渡所得と、金融先物に係る短期・長期譲渡所得は、結果的にそれぞれの所得(短期または長期)の中で損益が合算されるので、最終的には損益通算されるが、取引の種類によっては合算前に特殊なルールが適用されることに留意。	キャピタル・ゲイン/ロス	短期(1年以下保有)は総合課税 長期(1年超保有)は分離課税 長期(1年超保有)は分離課税 長期キャピタルゲインは15%。2013年以降に開始する年度(2013 年1月1日以降)からは20%。 なお、通常所得※が、425,350以下の個人の場合、税率区分が 15%以下であるが、その場合の長期は0%、2013年以降の開始年 度(2013年1月1日以降)より10%。長期キャピタルゲイン所得の 金額に上限はない。 ※通常所得=所得全体ー(キャピタルゲイン所得+適格配当所 得)	期キャピタル・ゲイン優遇税率が適用される。 キャピタル・ゲイン=利益ー損失* *:損失は、年間3,000ドルをMAX キャピタル・ゲインの算定にあたっては、 キャピタル・ゲインの算定にあたっては、 まャピタル・ゲイン/ロスを計算。 ※先物取引における、キャピタルゲイン/ロスのうち、60%は長期(個利益、40%は短期利益とみなす。 (3) (3) の結果得られた長期及び短期のキャピタル・ゲイン/ロスを、 (4) の結果算定されたキャピタル・ゲインが、長期のものから生じ類、適算する。 (3) (3) の結果算定されたキャピタル・ゲインが、長期のものから生じ類、関邦・短期を担じないを対しては、長期・短期に関わらず年間3000ドル・カールであれば15%を、長期及び短期双方から生じた場合には、長期・短期に関邦のが、して、日間3000ドルまでは、以下に解説したとおり、通常所得との損益通算が可能。
	先物と株式に対する課税	商金を記録を表する。 の関係を のは を の は の は の は の は の は の は の は の は の	所得区分	短人 分総期期 離合	課税方法

	・損益通算不可(§20 Abs. 6 Satz 2 EStG)(*3) ・資本所得控除あり(801ユーロ、夫婦合算申告の場合は 1602ユーロ。先物と株式(現物)などキャピタルゲインの所得 I602ユーロ。先物と株式(現物)などキャピタルゲインの所得 区分の収支を合算した上での定額費用控除枠であり、実額 費用控除は排除されている)(§20 Abs. 9 Satz 2 EStG.)(*4) ※ドイツでは免税・非課税ではなく資本所得控除として規定 されている。	・無期限に繰越可能。株式売却損の繰越損失は将来の株式 高力益とのみ相殺可能、その他は第20条に定める所得の範 囲内で相殺可(§ 20 Abs. 6 Satz 3 ff. EStG)(*4)。 ・繰戻はない。) デリバティブ取引と株式(現物)は同じ所得区分(カテュ゙リー)であるが、株式売却損は株式売却益としか損益通算できない。	現在のところ、見直しの議論・検討はされていない。	Einkommensteuergesetz (略してEStG、所得税法)
	・損益通算不可 ・持分数で10%以上、期間で8年以上所有した株式を売 却する場合、そのキャピタルゲイン(社会保障税13.5%は 控除)の80%以上を、新設会社出資や既存会社増資の 形で再投資して、その持分数が5%以上でこれを5年間所 有すれば、19%課税は免除される。社会保障税13.5%に 関しては非課税措置は適用されない。(Ar.150-0 D bis)	当期で相殺できなかったキャピタルロスは10年限度で繰越可能。(art.150-0 D 11)	デリバティブ取引と株式 (現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能	現在のところ、見直しの議論・検討はされていない。	Code général des impôts (CGI, 一般税法)現物取引 CGI art.150-0 A à art. 150-0 E 先物取引 CGI art.150 ter à art. 150 undecies (* 2)
(キャピタルゲインの課税方法) ①キャピタルゲインの課税方法) た金額を確定 ②①の金額と34,370ポンドを比較し、余剰がある場合は、余剰分をキャピタルゲイン課税に割り当てる ③サッピイン課税に割り当てる ③キャピタルゲインに割り当てる ③キャピタルゲインに割り当てられた金額について18%課税(37,4371ポンド以上は28%課税) く計算例> 年間個人所得(基礎控除後)50,000ポンド(内訳:給与所得20,000ポンドド、キャピタルゲイン課税対象所得:30,000ポンド(治身所で)とは14,370ポンドー19,400ポンド 19,400ポンド 19,400ポンド (2)8%課税枠:34,370ポンドー20,000ポンド(給与所得)=14,370ポンド 19,400ポンド 19,400ポンド 10,400ポンド 10,400ポンド 10,400ポンド(課税 10,400ポンド(計算税 10,400ポンド(対する課税 (2012/13年度現在の基礎控除、税率、税枠を適用) 1.個人所得課税対象所得:20,000ポンドー基礎控除8,105ポンド= 11,895ポンド(課税所得) 1.個人所得課税対象所得:20,000ポンド、 1.1,895ポンド(課税所得) 1.1,895ポンド(課税所得) 1.1,895ポンド(課税所得) 1.1,895ポンド(課税所得) 1.1,895ポンド(財保水準や国籍、課税方法の選択によっては適用できないケースがある。	・損益通算不可 ・非課税枠あり 年間キャピタル・ゲイン10,600ポンド以内(先物と株式(現物)などキャピ タルゲインの所得区分の収支を合算した上での非課税枠) ※キャピタルゲイン非課税枠(10,100ポンド→10,600ポンド)の適用時期 は2011年4月6日以降。	ロスが無くなるまで無期限に繰越可能(キャピタル・ゲインの範囲内での適用)	デリバティブ取引と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能	現在のところ、見直しの議論・検討はされていない。	Taxation of Chargeable Gains Act 1992 Section 143 ※Futuresに関するキャピタルゲイン取り扱いの原則が、Taxation of Chargeable Gains Act 1992 Section 143 に記述されている。税率の見 直しは、ほぼ毎年行われ、予算案(Budget)を経て毎年のFinance Actの 中で更新(があれば)される。
通常所得が\$35,350以下の個人の場合(税率区分が15%以下になるケース)、長期利益の0%。 通常所得\$35,350以上の場合は、上記の通り長期利益の15%(2013年以降は20%)。 短期利益は、(短期利益+その他の課税対象所得-\$8,700)×15%+\$850.00	・損益通算可能 ネルのキャピルロスは、年間3,000ドルまで通常所得との損益通算可 能。損益通算に適用される損失に長期・短期の区別はなく、キャピ タルロス全体で最高3000ドルまで、通常所得との損益通算が可 能。(但し、小規模法人株式の例外あり(例: 特定の小規模法人株式にかかるキャピ)加スは一定程度損益通算が可能、など)) ・原則非課税枠なし(但し、小規模法人株式の例外あり(例: 特定 の小規模法人株式にかかるものは一定の非課税枠がある、など))	原則ロスが無くなるまで無期限に繰越可能(キャピタル・ゲインの 範囲内での適用) 過年度から繰越されたキャピタルロスがある場 合、当該年度に発生したキャピタルロスに過年度から繰越された キャピタルロスの合計額のうち、年間3000ドルまで通常所得との損 益通算が可能となる。 但し小規模法人株式の例外規定により初年度キャピタル・ゲイン の枠を越えての損失控除あり	損益通算が可能 (現物株式とデリバティブ取引で課税のルールが異なる)	大型減税策(いわゆる「ブッシュ減税」)は2012年末に期限が到来したが、現在米議会では当該優遇措置(キャピタルゲイン課税を含む)を1年延長する方向で議論が進められている。しかし、これに対しオバマ大統領は拒否権(Veto)を発動すると発言しており、ブッュ減税の延長が実現するかは不明。 (オバマ大統領再選後、富裕層増税で共和党に歩み寄りをみせ、実質増税対象を「年収40万ドル超」とする方式を提案している)	U.S. Internal Revenue Code, US Income Tax Regulations
課税方法	他の所得区 分との損益 通算 非課税枠 免税枠	損失の繰越	株式(現物)と ゴリバティブ 取引(金融先 物・商品先 物)との売買 収支の損益 通算	キャピタルゲイン課税について見画しの 議論・検討が されているか	出

※各国の個人(居住者)が、事業所得の規模に達しない規模の売買で得た利益に対する課税方法に関する調査

^{| (*1)}アメリカについては、投資資産の譲渡はキャピタル・ゲインノロス、投資資産で無い場合「事業的規模など)は通常所得/損失となるが、上掲表では投資資産の場合を記載している。 (*2)現物取引 CGI 第150-0条 A ~第150-0条 E /先物取引 CGI 第150条第3項~第150条第3項~第150条第3項~第150条第3項~第150名第11項 (*3)20条所得に含まれるものの例として次のものが挙げられる(全で個人保有の場合に限定され、事業所得に含まれるものは含まれない)。なお、20条所得である先物取引に係る所得と、23条所得である不動産譲渡に係る所得は、損益通算は認められていない(20条所得の20条所得の具体例) (20条所得の具体例) 配当、清算配当、匿名組合利益分配金、抵当利子/年金、保険の運用部分、債権の種類を問わず、そこから生じる運用益、手形割引料、株式譲渡益、配当証券譲渡益、利子証券及び利子請求権の譲渡益、匿名組合持分権の譲渡益、抵当権譲渡益、年金請求権譲渡益、保険の適用部分、債権の種類を問わず、そこから生じる運用益、手が割引料、株式譲渡益、利子証券及び利子請求権の譲渡益、匿名組合持分権の譲渡益、抵当権譲渡益、抵当権譲渡益、第2項7号) その他の債権譲渡益(第2項7号) *4)§ = Paragraph:条、Abs. = Absats:項、Satz:文、Nr.=Nummer:号、托.= fortfolgend:以下、a.F. = alte Fassung:改正前

$\overline{}$
~
曲
の概要(個
翢
試
天
6
正
昄
护
10
ì
<u> 10</u>
黙
īī
=
A
₩,
煕
\Box
42
TH
桽
λì
物取引と株
ĪŪ
紐
\square
47
柘
5品分
腔
100
+
÷.
H
19
=
ᇤ
×
町
形
引所取引)(
ĽŪ
敃
\supseteq
驷
丘
厂
詔
11
3

	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小		韓里			シンガポート
			1. 株式の譲渡税は分離課税 (譲渡税=譲渡所得金額X譲渡税率)	/離課税 2額/譲渡税率)			
			上場の有無	区分	税率		
			上場	大株主(*1)ではない者の 場内取引	非課税		・株式の売買所得は非課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			(有価証券市場、	大株主の中小企業株式	10%		報または評価額に対して印紙税、
			コスダック市場)	大株主の1年未満保有 大企業株式	30%		売買税などの課税もない
				大株主のその他の株式(1年以 上保有の大企業株式)	20%		
	·税率20%			中小企業株式(大株主を含む)	10%		たむ、一たの場合には砕化が多Cなりえる。 おりえる。
75 E h 1 - 1 - 1 - 1 - 1	・課税所得は以下のように計算される 課税所得=譲渡収入-取得価額及び合理的な ####################################	・株式の売買所得は非課税・株式の売却及び取得の売買価	非上場	大株主の1年未満保有 大企業株式	30%		一定の場合とは、株式の売買やデリバティブ取引を業として行って、するで、これはくに
年上に 29の 第年		額またに評価額に対して印紙税0.5%(売手0.1%・買手0.1%の負担) が課題される		その他(大株主の1年以上保有の大企業株式、大株主以外の大企業株式、大株主以外の大企業株式)	20%		いる場合で、そのような場合には、譲渡益等が事業所得として捉えられ、課税対象となる。
			(*1)大株主は3%以上を	*1)大株主は3%以上株式保有又は時価総額100億ウオン以上の株式を保有した場	億ウォン以上の株式		単発で行われるような場合には、 キャパタニ・ゲインソニケ非理語の
	「休光元貞時に亜分収引税の1%が、除税と15の(自紙税法案が証券取引税に改正された)		合を意味する。 /しんが…ん古祖 こ担い		11 日本第十二		すったイン・インとして非解化の取り扱いを受けることも可能。単
			(エくなど)と同る上後は※中小企業の無の無の無国にの今番の辞書	(コイメングに)も上物広人の)あっ、37以上ならい応攻上毎年にのう)かり小かりではの間については附属資料(4)参照。大企業株式とは中小企業以外の企業の柱井	ダエ新年である) 。大企業株式とは中		発で行われるような場合の具体 例としては、個人の投資家が業と
			3. 証券取引税など				しない規模で売買する場合などで 株式やデリバティブの売買益は
10			(証券取引税、農漁村特別税	村特別税 = 証券の譲渡価額 X 税率)	額 X 税率)		キャピタルゲインとして非課税が
			区分	証券取引税	農漁村 特別税	盂	原則
			有価証券市場証券	0.15%	0.15%	0.30%	
			コスダック市場証券 非上場	0.30%	1 1	0.30%	
			※韓国株式に投資し7 取引税の導入を考慮し	※韓国株式に投資している上場投資信託収益証券の取引に対し2009年から証券 取引税の導入を考慮しているが、2012年7月末現在導入されていない。	・券の取引に対し200 発育を表れていない	39年から証券 ハ。	
			1977 C. 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		55	0	1000円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100
株式売買益の所得区分	3. 財産譲渡所得	該当事項なし	Š	schedular income (キャピタルゲイン/ロス)	レゲイン/ロス)		談当事項なし ⇒キャピタルゲイン課税という所 得区分もない
			区分	課税の有無/所得区分	※韓国の所得税法(は税法に列挙	
			デリバティブ(先渡、先物、オプション、スワップ)に直接投資する場合	課稅除外	される所得だけに課税することになっている。 金融派生商品(先渡、先物、オプ	R税することに、 た物、オプ	
			配当所得と類似の所得として収益分配の性格があるデ		ション、スワップ)に配場合は、所得税法に	直接投資する こ列挙されてな	・先物取引に対する所得は非課
商品先物に対する課税	れ発生20% ・親発所得は以下のように計算される ・課税所得=譲渡収入-取得価額及び合理的な 豊田	・先物取引に対する所得は非課税	リハマイフ (ex. 金デリバティブ、原材料 デリバティブ、ELS(株価連 係配券),ELF(株価連係ファ ・よ)	配当所得	いので、課税対象ではない(200年の税制改正に課税する案が もの税制改正に課税する案が あったが、導入されていない)。 + *:	ごはない(2004 税する案が ていない)。 でいない)。	税 ・先物取引の売却に対して印紙 税、売買税などの課税もない
			配当所得と結びついたデリ バティブ	配当所得	んだっと、アンスインが配り、アンスを関係を発してはデリバティブから発生した利益は所得税法上課税される	ブから発生し 丁献税される 上課税される	

該当事項なし ・ 商品・ ・ 一 が デリバティブ取引に関する所得に は					
福品先物と金融先物は、損益通算不可 中国の個人所得税法上、同じ所得区分で を分でも高い、 ができない。 一型の個人所得税法上、同じ所得区分で、 を分できない。 を分できない。 を必定するが、非立と余物取引です。 株式できない。 株式ではたいので、損益通算にできる) 提出事項なし。 株式の税法では、先物取引と株式の非課税枠、 年間の取引収支で損失が発生した場合、株式、 年間の取引収支で損失が発生した場合、株式、 年間の取引収支で損失が発生した場合、株式、 生物取引同上の税益適算にできる) 現在のところ、見直しの議論・検討はされていな 現在のところ、見直しの議論・検討はされていな 現在のところ、見直しの議論・検討はされていな 現在のところ、見直しの議論・検討はされていな がいいは、19051 No. 99 別板部、国家税务に高いをいる ののsecutive が 1 axes - Inplementation of Taxation concerning the 5 ののsecutive が 1 axes - Inplementation を 1 axes - Inplementation of 1 axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on a for individuals who will axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - Inplementation of 1 axes on concerning the axes - In	商品先物の所得区分	財産譲渡所得		該当事項なし又は配当所得 ※商品先物で配当所得になる場合は、配当所得と類似の所得として収益分配の性格があるデリバティブ(ex、金デリバティブ、原材料デリバティブ、ELS(株価連係配券)ELF(株価連係ファンド))のように配当所得と結びついたデリバティブ。(その他、収益分配の性格があり配当所得に分類される例としては、金融派生商品、原材料派生商品、ELS(株価連係証券)ELF(株価連係ファンド)等)	該当事項なし ⇒キャピタルゲイン課税という所 得区分もない
中国の個人所得税は、所得区分毎に課税され る分離課税方式である。 株式売買金商品先物取引の所得区分1よ、共 先物取引に関する所得は課税対 に「財産譲渡所得」であるが、株式と先物取引で 積金通算はできな」。 (同一年度の株式取引同士または同一年度の 先物取引同士の損益通算はできる) 発行の税法では、先物取引と株式の非課税枠、 金税枠の規定はない。 先物取引共に次年度に損失を繰越すことができ 表物取引共に次年度に損失を繰越すことができ ない。 会別なのところ、見直しの議論・検討はされていな 現在のところ、見直しの議論・検 はいいは、1995 No. 89 財政部、国家税务总局关于在 中华人展共和国个人所得税法で解とのremix the State ののsecutive full was residence rules for individuals who do not have domicile in China) Consecutive full was residence rules for individuals who do not have domicile in China) 素柱上所管在化个人所得税的通知 (Notice issued by the Ministry of Finance and the State 素柱上所管室工作人人所得税的通知 (Notice issued by the Ministry of Finance and the State 素柱上所管室工作人人所得税的通知(Orana) 高い Administration of Taxation concerning the State 所の Administration of Taxation concerning the Exptain (Notice issued by the Ministry of Finance and the State pate Life 電子配子 Ministry of Finance and the State (INLAND REVENUE ORDINANCE) a Administration of Taxation concerning the capital (Notice issued by the Ministry of Finance and the State on State of Administry of Finance and the State (INLAND REVENUE ORDINANCE) and Administration of Taxation concerning the capital sin from stock transfer is temporally exempt from the capital	商品先物と金融先物の所得区分と損益通算	商品先物と金融先物は、損益通算不可⇒中国の個人所得税法上、同じ所得区分であっても商品先物と金融先物は損益通算することができない	kmŁ	損益通算は該当なし →商品先物と金融先物は、共にデリバティブ取引に関する所得に該当するが、直 接取引するデリバティブ取引は課税対象ではないので、損益通算も該当事項なし	商品先物と金融先物は、共にデリバティブ取引に関する所得に該当するが、デリバティブ取引は課税対象ではないので、損益通算も該当事項なし
現行の税法では、先物取引と株式の非課税枠、 毎税枠の規定はない 年間の取引収支で損失が発生した場合、株式、 先物取引共に次年度に損失を繰越すことができ 対い、ティブ取引に関する所得は 関在のところ、見直しの議論・検討はされていな 印は大展共和国个人所得税法でPRC Individual Income Tax Law〉 clauses 第1, #2-(9), #3-(5) and #6-(5) 中华人展共和国个人所得税法でPRC Individual Income Tax Law〉 に関しの議論・検討はされていな 自はをかていない 中华人展共和国个人所得税法でPRC Individual Income Tax Law〉 に関係税法で配金 and #6-(5) 中华人展共和国个人所得税法で加入 #19-(5), #20, #22 Caishuzii [1995] No. 98 財政的、国家税务总局条于在 も元任所的个人如何は算在华居性満五年问题的通知 (Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the 5 consecutive full years residence rules for individuals who do not have domicile in China) Caishuzii [1994] No. 40 財政部、国家税务总局条于股 票纬比所得當不能の (Incluance and the State of Administration of Taxation concerning the capital (Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the capital (Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the capital (Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the capital sain from stook transfer is temporally and from stook transfer is temporally and the State	商品先物と株式の売買損益の損益通算	中国の個人所得税は、所得区分毎に課税される分離課税方式である。 る分離課税方式である。 株式売買益と商品先物取引の所得区分は、共に「財産譲渡所得」であるが、株式と先物取引で損益通算はできない。 (同一年度の株式取引同土または同一年度の 先物取引同土の損益通算はできる)	先物取引に関する所得は課税対 象ではないので、損益通算は該当 事項なし	株式売買損益は譲渡税が課され、先物の場合は非課税/配当所得に分類され損 益通算が不可能	先物取引に関する所得は課税対 象ではないので、損益通算は該 当事項なし
年間の取引収支で損失が発生した場合、株式、 先物取引共に次年度に損失を繰越すことができ ない。 現在のところ、見直しの議論・検討はされていな 即本人民共和国个人所得税法 〈PRC Individual Income Tax Law〉 clauses 計, 起(9), #3(5) and #6-(5) 中华人民共和国个人所得税法实施条例 〈PRC Individual Income Tax Law〉 clauses #1, 和(9), #3(5) and #6-(5) 中华人民共和国个人所得税法实施条例 〈PRC Individual Income Tax Law - Implementation Rules〉 clauses #5-(3), #6, #8-(9), #10, #19-(5), #22 Caishuizi [1995] No. 98 財政部、国家税务总局关于在 华天住所的个人如何计算在华居住滿五年问题的通知 (INLAND REVENUE ORDINANCE) consecutive full years residence rules for individuals who do not have domicile in China > Caishuizi [1994] No. 40 財政部、国家税务总局关于股票	商品先物と株式の非課税枠免税枠	現行の税法では、先物取引と株式の非課税枠、 免税枠の規定はない	該当事項なし	大株主でない者の有価証券市場、コスダック市場株式取引は非課税 デリバティブに直接投資した場合、先物取引は非課税 ※直接投資しない場合とは投資信託のようなファンドに組み入れられた先物取引 で課税	該当事項なし
デリバティブ取引に関する所得は 現在のところ、見直しの議論・検討はされていな 即在のところ、見直しの議論・検討はされていな い 中华人民共和国个人所得税法(PRC Individual Income Tax Law〉clauses #1, #2-(9), #3-(6) and #6-(5) 中华人民共和国个人所得税法交施条例《PRC Individual Income Tax Law〉に加りに関係を 中本人民共和国个人所得税法交施条例《PRC Individual Income Tax Law - Implementation Rules〉 Claishuizi [1995] No. 98 財政部、国家税务总局关于在 华人民共和国个人所得税法交施条例《PRC Individual Income Tax Law - Implementation Rules〉 Claishuizi [1995] No. 98 財政部、国家税务总局关于在 华元任所的个人如何计算在华居住滿五年问题的通知 of Administration of Taxation concerning the 5 consecutive full years residence rules for individuals who do not have domicille in China〉 Caishuizi [1994] No. 40 財政部、国家税务总局关于股 票转让所得暂不征收个人所得税的通知 (INLAND REVENUE ORDINANCE) 要转让所得暂不征收个人所得税的通知 (Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the captal	株式、商品先物の 損失の繰越	年間の取引収支で損失が発生した場合、株式、 先物取引共に次年度に損失を繰越すことができない	該当事項なし	年間の取引収支で損失が発生した場合、株式、先物共に次年度に損失を繰越すこ とができない	該当事項なし
現在のところ、見直しの議論・検討はされていな 現在のところ、見直しの議論・検 い 中华人民共和国个人所得税法 <prc income<br="" individual="">Tax Law〉 clauses #1, #2~(9), #3~(5) and #6~(5) 中华人民共和国个人所得税法实施条例 <prc Individual Income Tax Law - Implementation Rules〉 clauses #5~(3), #6, #8~(9), #10, #19~(5), #20, #22 Caishuizi [1995] No. 98 例政部、国家税务总局关于在 华无住所的个人如何计算在华居住满工年问题的通知 (INLAND REVENUE ORDINANCE) consecutive full years residence rules for individuals who do not have domicile in China〉 Caishuizi [1994] No. 40 财政部、国家税务总局关于股 票转让所得暂不征收个人所得税的通知 〈Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the captal 要转让所得暂不征收个人所得税的通知 〈Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the captal 要转让所得暂不征收个人所得税的通知 〈Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the captal</prc </prc>	株式(現物)とデリバティブ 取引(金融先物・商品先物)との売買収支の損益物)との売買収支の損益 通算	損益通算不可	所得は 益通算	デリバティブ取引に関する所得は課税対象ではないので、損益通算は該当事項な し	デリバティブ取引に関する所得は 課税対象ではないので、損益通 算は該当事項なし
中华人民共和国个人所得税法《PRC Individual Income Tax Law〉 clauses #1, #2-(9), #3-(5) and #6-(5) 中华人民共和国个人所得税法实施条例《PRC Individual Income Tax Law - Implementation Rules〉 clauses #5-(3), #6, #8-(9), #10, #19-(5), #20, #22 Caishuizi [1995] No. 98 财政部、国家税务总局关于在华无住所的个人如何计算在华居往满五年问题的通知《Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the 5 consecutive full years residence rules for individuals who do not have domicile in China〉 Caishuizi [1994] No. 40 财政部、国家税务总局关于股票转让所得暂不证收个人所得税的通知《Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the spatial sain from stock transfer is temporarily exempt from the	キャピタルゲイン課税につ いて見直しの議論・検討 がされているか	現在のところ、見直しの議論・検討はされていな い	現在のところ、見直しの議論・検討はされていない	韓国の株式に投資している上場投資信託収益証券の取引に対し2009年から証券 取引税の導入を考慮しているが、2012年7月末現在導入されずにいる状態である	現在のところ、見直しの議論・検討はされていない
clashuizi [1995] No. 98 财政部、国家税务总局实于在 华无住所的个人如何计算在华居住满五年问题的通知 (Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the 5 consecutive full years residence rules for individuals who do not have domicille in China〉 Caishuizi [1994] No. 40 财政部、国家税务总局关于股票转让所得暂不征收个人所得税的通知 《Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the captal		中华人民共和国个人所得税法〈PRC Individual Income Tax Law〉 clauses #1, #2-(9), #3-(5) and #6-(5) 中华人民共和国个人所得税法实施条例〈PRCIndividual Income Tay I aw = Implementation Dules〉			
Caishuizi [1994] No. 40 财政部、国家税务总局关于股 票转让所得暂不征收个人所得税的通知 <notice and="" by="" finance="" issued="" ministry="" of="" state<br="" the="">of Administration of Taxano concerning the capital gain from stock transfer is temporarily exempt from the</notice>	出所 (法律名・条文番号など)	iduses #5-(3), #6, #8-(9), #10, #19-(5), #20, #22 Caishuizi [1995] No. 98 财政部、国家税务总局关于在 华无住所的个人如何计算在华居住满五年问题的通知 (Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the 5 consecutive full years residence rules for individuals who do not have domicile in China >	内国歲入法 (INLAND REVENUE ORDINANCE)		シンガポール所得税法(SITA)からの参照がない。SITAの所得税法に上記の取引に係る記載がないたが、課税対象ではないと判断される
PRC individual income tax〉 Washingtone tax) September 2 Apple 2 Apple 3	※各国の個人(居住者)が、事	Caishuizi [1994] No. 40 财政部、国家税务总局关于股票转让所得暂不征收个人所得税的通知(Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the capital gain from stock transfer is temporarily exempt from the IPRC individual income tax. 基于保护和基础的基础。	親労方法に関する調査		

特定口座等にかかるアンケート調査結果

1. 特定口座等にかかるアンケート調査の概要

日本商品先物振興協会 会員専用 HP への掲出 E - mail または FAX による回収 平成 24 年8 月 15 日 (水) 平成 24 年8 月 22 日 (水) 法法期限 (1)調查手法 數 圖 惠 の 配 作 方 符 回 答 の 回 収 方 符 超 田 本 超 国 不 数 回 答 数 图

(2) 回答を得た社

本会会員である商品先物取引業者 30 社のうち下記の 27 社

I G証券株式会社	セントラル商事株式会社
株式会社アステム	大起産業株式会社
株式会社アルフィックス	ドットコモディティ株式会社
今村証券株式会社	日産センチュリー証券株式会社
エース交易株式会社	日本ユニコム株式会社
岡地株式会社	株式会社フジトミ
岡藤商事株式会社	フジフューチャーズ株式会社
岡安商事株式会社	PLANEX TRADE.COM株式会社
カネツ商事株式会社	北辰物産株式会社
株式会社共和トラスト	豊商事株式会社
KOYO証券株式会社	株式会社UHG
株式会社コムテックス	樂天証券株式会社
サンワード貿易株式会社	ローズ・コモディティ株式会社
新日本商品株式会社	

2. 金融所得課税の一元化要望に関する特定口座等に係るアンケート調査結果

【取扱商品】

(1) 会員各社のデリバティブ取引*の取扱状況について(複数回答)

*デリバティブ取引…国内商品先物取引、商品CFD取引、取引所FX、店頭FX取引、有価証 券先物取引のこと

会員各社のデリバティブ取引の取扱状況について見ると、回答のあった 27 社中、「商 品先物取引」を扱う社は24社(88.9%)、次いで「取引所 FX 取引」7社(25.9%)、 「有価証券先物取引」4社(14.8%)となっている。

図表 V-1 各会員が取り扱う金融商品等の状況

(デリバティブ取引)

			-								
①商品先物取引								24社	±H	88.9%	%6
	L	L	L	H			L	_		 	
②商品CFD取引	3社		≥ €								
③取引所FX取引		7	T.		25.9%						
4店頭FX取引	3社	11.1%	%								
	_										
⑤有価証券先物取引	4	Ţ	4	14.8%						_	
			-	1	1					$\frac{1}{2}$	1
	1 %0	10%	20%	30%	40%	20%	%09	70%	%08	%06	100%

会員各社におけるデリバティブ取引の取扱状況

(%	
 Ť	
(単位	

⑤有価証券 先物取引	4	14.8	
4 A FX	3	11.1	
③取引所 FX	7	25.9	
②商品 CFD	3	11.1	
①国内商品 先物取引	24	6.88	
	回答社数	比率	

113

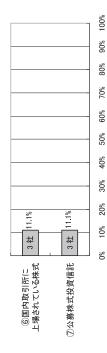
(2) 会員各社の上場株式等*の取扱状況について(複数回答)

*上場株式等…国内取引所の上場株式及び公募株式投資信託

会員各社の上場株式等の取扱状況を見ると、3 社(11.1%)が「国内取引所に上場さ れている株式」及び「公募株式投資信託」の両方を扱っている。

図表 V-2 会員各社が取り扱う金融商品等の状況

(上場株式等)



会員各社における上場株式等の取扱状況

(単位:社、%)

⑦公募株式 投資信託	3	11.1
⑥国内取引所の 上場株式	3	11.1
	回答社数	比率

【特定口座の導入状況】 (3) 特定口座の導入状況について

((2)において上場株式等を取扱っていると回答があった3社への質問)

上場株式等を取り扱っていると回答した社の特定口座の導入状況について見ると、3 社とも「源泉徴収ありの特定口座」を導入している。

図表 V-3 特定口座の導入について(上場株式等の取り扱いに回答した社への質問)

			100%
	100%		80% 1
			3 %09
	3社		
			40%
>9			20%
①源泉徴収なしの特定口座 (=年間取引報告書の発行のみ) 0% を導入をしている。	②源泉徴収ありの 特定口座を道 7 L ている	②特定口座は 10% 3% 3% 3% 3% 3% 3% 3%	%0

(% (単位:社、

	3	100
③特定口座は導入していない	0	0
②源泉徴収あ りの特定口座 を導入している	3	100
①源泉徴収なしの特定口座(=年間取引報告書*の発行のみ)を導入している	0	0
	回答社数	比率

*年間取引報告書…1月~12月の損益額を記載した書面のこと。

【年間取引報告書の発行状況】

(4) 年間取引報告書の発行状況について

会員各社の年間取引報告書の発行状況について見ると、27 社中25 社(92.6%)が「全 ての顧客、又は要請のあった顧客に対して発行している」、2 社 (7.4%) が「発行し ていない」であった。

図表 V-4 会員各社が顧客に交付している年間取引報告書の発行状況

					%001
	92.6%				Ξ
					80%
					%09
	25 社				
					40%
					20%
			社 7.4%]	
	7	0	 0 2		%0
(1)全ての顧客、	又は要請のあった 顧客に対して	発行している	②発行していない。 2社 7.4%		

(単位:社、%) 100 ①全ての顧客、又は要請②発行していなのあった顧客に対して発行い 2 25 している 回答社数 比率

【年間取引報告書の記載内容】 (5) 年間取引報告書の記載内容について

会員各社が顧客に交付している年間取引報告書の記載内容について見ると、発行して 「取り扱う金融商品について、売買損益額を合計(通算)せずに別々に記載」が 5 社 いる 25 社中、「国内商品先物取引の損益のみ記載」している社が 19 社 (76.0%)、 (20.0%)、「取り扱う金融商品の全てについて、売買損益額を合算(通算)して記載」 が1社(4.0%)の順となった。

図表 V-5 会員各社が顧客に交付している年間取引報告書の記載内容

						70% 80%
社						%09
19 社					-	20%
					-	40%
				20.0%		30%
	×8			20		20%
	4.0%			5社	Н	10%
	型型	0.0%				%0
①国内商品先物取引の損益のみを記載	②取り扱う金融商品の全てについて、 売買損益額を合算して記載	③取り扱うデリバティブ取引について のみ、売買損益額を合算して記載	(4) 即り扱う金融商品について	売買損益額を合算せずに	別々に記載	0

(% (単位:社、

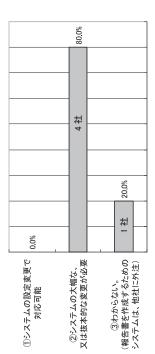
100	20.0	0	4.0	76.0	比率
25	2	0	1	19	回答社数
	に別々に記載	算して記載	算して記載		
	額を合算せず	買損益額を合	買損益額を合		
	て、売買損益	について、売	について、売	のみを記載	
	融商品につい	バティブの全て	融商品の全て	物取引の損益	
슈計	金の扱り扱う金	③取り扱うデリ	②取り扱う金	①国内商品先	

(6) 取扱商品を合算した年間取引報告書の発行について

((5) において、年間取引報告書に取り扱う金融商品について売買損益額を合算せずに別々に記載していると回答があった5 社への質問)

複数の取扱商品を合算した年間取引報告書の発行については、4 社が「システムの大幅な又は抜本的な変更が必要」、1 社が「システムを外注しているため、わからない」と回答した。

図表 V-6 取扱商品を合算した年間取引報告書の発行について



0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%

 (単位:名、%)

 (単位:名、%)

 変更で対応可能
 ②システムの大幅
 ③システム外注の
 合計

 回答社数
 0
 4
 10。
 1
 5

 比率
 0
 80
 10。
 1
 5

 比率
 0
 80
 20
 100

【年間取引報告書のシステム】

(7) 年間取引報告書の作成システムの構築・運用について

会員各社の年間取引報告書の作成システムの構築・運用について見ると、発行している 25 社中、「内製」が 10 社 (40.0%)、「ASP」と「アウトソース (OS)」がともに 6 社 (24.0%)、「外注」3 社 (12.0%)の順となった。

図表 V-7 各社の年間取引報告書の作成システムの構築・運用

1					74 01				Ş	
					10 ti				40.0%	.0
(2)外洪		3社	12	12.0%						
·										
@ASP				6社		24.0%				
(4)アウトソース (0s)				6社		24.0%				
										_
Ō	0% 5	5% 1	10%	15% 2	20%	25% 3	30% 3	35%	40%	45%

(単位:名、%)

	○○内製	(2)外汪	3)ASP	(4)アワトソース(0S) 合計	습류
回答社数	10	3	9	9	25
比率	40.0	12.0	24.0	24.0	100
①内製:	自社或いは自社	グループ内でシ	ステム製作を行う	自社或いは自社グループ内でシステム製作を行うこと。製品設計の自由度が最も高い。	も高い。
②外注:	外注:他社(或い	ペはグループ外)-	でシステム製作を	外注:他社(或いはグループ外)でシステム製作を行うが、当該システムについての著作	ての著作
	権や第三者への)利用提供の権利	刊を有するもの。	権や第三者への利用提供の権利を有するもの。製品設計の自由度は内製に近いが、	近いが、
	内製よりは低い。				
3ASP:	他社(或いはグ)	レープ外) が著作	=権や第三者へ0	他社(或いはグループ外)が著作権や第三者への利用提供の権利を有するシステムを	パステムを
	自社が所有又は	自社が所有又は管理するコンピュータで使用すること。	ュータで使用する	11/2	
@OS:	他社(或いはグ)	レープ外) が著作	:権や第三者へ0	他社(或いはグループ外)が著作権や第三者への利用提供の権利を有するシステムを	パステムを
	他社が所有又は	他社が所有又は管理するコンピュータで使用すること。	ュータで使用する	だら	

【今後の特定口座の導入】

(8) デリバティブ取引が特定口座制度の対象となった場合の対応について

「源泉徴収なしの特定口座 (=年間取引報告書の発行のみ)を導入したい」が 9 社 今後、デリバティブ取引が特定口座制度の対象となった場合の対応について見ると、 (33.3%)、「特定口座を導入することは考えていない」が8社(29.6%)となった。 回答のあった 27 社中、「源泉徴収ありの特定口座を導入したい」が 10 社 (37.0%)、

図表 V-8 デリバティブ取引が特定口座の対象となった場合の対応について

					20%
-			37.0%		40%
	33.3%			29.6%	30%
			社		
	9 社		10 社	8 社	20%
					10%
				 +6	%0
(1) 消息後110人1. の特定口座	(=年間取引報告書の発行のみ)	を導入したい。	②源泉徴収ありの 特定口座を導入1.ナーン	③特定口座を導入することは 考えていない。	

(% (単位・名

	100	29.6	0.76	33.3	比举
	27	8	10	6	回答社数
				のみ)を導入したい	
		ていない	入したい	報告書取引の発行	
		入することは考え	の特定口座を導	定口座(=年間取引	
	合計	徴収あり ③特定口座を導	②源泉徴収あり	①源泉徴収なしの特	
0	- ` ヤ・川・	71)			

【特定口座の導入に係る問題点】 (9) 源泉徴収制度なしの特定口座を導入する際の問題点について(複数回答)

発生」をあげた社が 21 社 (77.8%)、次いで「年間取引報告書の発送費用の増大」8 源泉徴収制度なしの特定口座を導入する際の問題点として、「システム開発コストの 社 (29.6%)、「システム維持コストの増大」7社 (25.9%) の順となった。

図表 V-9 源泉徴収制度なしの特定口座を導入する際の問題点

								_		
①システム開発コストの発生				.,	21 社			77.8%	%	
								1		
②システム維持コストの増大	7	7社	25.9%							
人士中二年沿出乡田口中本》										
●特化日産の開政を同じて作成する年間取引報告書の		8社	29.6%							
発送費用の増大			_		_	_		4	-	
	0% 10	10% 20%	30% 4	40%	20%	%09	%02	80%		90% 100%

(%

(単位:名、

一の 知業務 (説明	: 特定口座制度についての顧客及び社員への周知業務	可答:特定口座制度に	その他の回答
29.6	25.9	77.8	比率
8	7	21	回答社数
の発送費用の増大	ストの増大	ストの発生	
③年間取引報告書	②システム維持コ	①システム開発コ	

フレットの作成、社内の業務フローの見直し等)

(10) 源泉徴収制度ありの特定口座を導入する際の問題点について(複数回答)

源泉徴収制度ありの特定口座を導入する際の問題としては、「システム開発コストの発生」が 22 社 (81.5%)、「税額を源泉徴収した後の資金管理が複雑」13 社 (48.1%)、「年間取引報告書の発送費用の増大」9 社 (33.3%)、「システム維持コストの増大」7 社 (25.9%) の順となった。

図表 V-10 源泉徴収制度ありの特定口座を導入する際の問題点

81.5%			
22 社] 48.1%
2		33.3%	_ _
	25.9%		
			13 社
	7 社	9 社	
①システム開発コストの発生	②システム維持コストの増大	③特定口座の開設者に向けて 作成する年間取引報告書の 発送費用の増大	④税額を源泉徴収した後の 資金管理が複雑

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%

(単位:名、%)

1.84	33.3	25.9	81.5	比率
13	6	7	22	回答社数
金管理が複雑	用の増大			
徴収した後の資	書の発送	コストの増大	コストの発生	
4 税額を源泉	③年間取引報	②システム維持	①システム開発	

【システム改変に要する期間】

(11) 源泉徴収制度なしの特定口座導入に要するシステム改変期間について

源泉徴収制度なしの特定口座を導入する場合のシステム改変に要する期間は、「3 $_{1}$ 月~半年」が 8 社(36.4%)、「 $_{1}$ $_{2}$ $_{3}$ $_{4}$ $_{5}$ $_{7}$ $_{1}$ $_{7}$

図表 V-11 システム改変に要する期間(源泉徴収制度なしの場合)

①17月~37月		6社		27.3%	
②3ヶ月~半年 [8社		36.4%
③半年~1年		6社		27.3%	
④1年~2年	2社	9.1%			
⑤2年以上 0.0%	%0.0				
_					
%0		10%	30%	30% 4	40%
•					

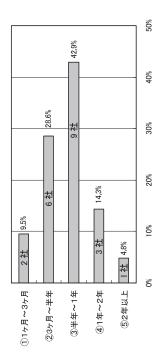
(単位:名、%)

	_	$\overline{}$
合計	22	100
2年以上	0	0
1年~2年	2	9.1
③半年~ 1年	9	27.3
②3 ヶ月 ~半年	8	36.4
①1 ヶ月 ~3ヶ月	9	27.3
	回答社数	比率

(12) 源泉徴収制度ありの特定口座導入に要するシステム改変期間について

源泉徴収制度ありの特定口座を導入する場合のシステム改変に要する期間は、「半年 ~1 年」が 9 社 (42.9%)、「3ヶ月 \sim 半年]6 社 (28.6%)、「1年 \sim 2 年]3 社 (14.3%)の順となった。

図表 V-12 システム改変に要する期間(源泉徴収制度ありの場合)



 (単位:名、%)

 (単位:名、%)

 (単位:名、%)

 (単位:名、%)

 (単位:名、%)

 (単位:名、)

 (単位:名、)

 (東位:名、)

 (東位:名、)

 (東位:名、)

 (東位:名、)

 (東位:名、)

 (東京)
 (東京)

 (東京)
 <

国民生活センター相談件数に係る調査結果について

1. 商品デリバティブ取引関連の相談件数

本年7月の当会からの照会に対し国民生活センターが回答した 2011 年度および 2012年7月の当会からの照会に対し国民生活センターが回答した 2012年7月 20日までに『消費生活相談データペース』に登録された件数)とその内訳は以下の通りである。なお、同センターではデータを随時更新しているため、ホームページ等で公表されている数値とは差異が生じる可能性がある。

① 2011 年度相談件数 (相談受付期間:2011年4月1日~2012年3月31日)

図品トリハトイノ扱う	1,508件	1
—— 国内商品先物等	298 件	
—— 海外商品先物等	638件	\downarrow
- オプション取引	53 件	* ` * E
ロコ・ロンドンまがい取引	74件	4 <u>-</u>

←うち未区分 572 件

←うち未区分 511 件 *複数回答項目のため「オブション取引」「ロコ・ロンドンまがい取引」に重複の可能性あり。

② 相談件数経年比較

	2011 年度	2010 年度	2009年度	2008 年度	2007 年度	2006年度	2005年度
商品デリバティブ取引	1, 508 #	3,587件	3, 586 件	3,907件	3,913件	*4, 532 件	4, 711 件
国内商品先物取引	298件	4 667	319件	334件	337 件	4869	724 14
海外商品先物取引	₩ 869	2, 388 件	2, 274件	1,427件	1,021件	905件	₽ 969
未区分	572件	₩ 006	993 件	2,146件	2,555件	2, 929 件	3,391件

*2006 年度件数は 時事通信社 07 年 9 月 20 日報道

③ 商品先物取引法施行前と後の相談件数比較

	2010年	1-6 月	1,680件	143件	1,045件	233 件	137件	152件
	超	先法	悟作	2 (-	一种	- 匹-	-ш)	
	2011年	1-6 月	1, 180 件	126件	733 件	*	4 86	124 件
效比較	2012年	1-6 月	472件	103件	163件	*	11件	18 件
③ 岡品光物取引太施行則と後の相談作数比較			商品デリバティブ取引	—— 国内商品先物等	—— 海外商品先物等	—— 規制海外先物取引	オプション取引	―― ロコ・ロンドンまがい取引

*2011年1月以降、「規制海外」の検索条件を廃止

2. 調査結果の分析

(1) 相談件数の分析

2011 年度の『商品デリバティブ取引』関連全体の相談件数(以下、『全件数』と表記)は1,508 件。うち「国内商品先物等」(以下、『国内』と表記)関連が298 件、「海外商品先物等」(以下、『海外』と表記)関連は638 件だった。全件数から『国内』と『海外』を引いた残りは572 件で、この未区分の数字は商品デリバティブのなにを取引したかは不明である。また、『海外』には「オプション取引」(53 件)と「ロコ・ロンドンまがい取引」(74 件)が含まれ、『海外』全体の638 件との差である511 件の取引対象は不明である。さらに国民生活センターによれば、「オプション取引」と「ロコ・ロンドンまがい取引」の件数は重複している可能性もあるとしている(*)。

一方、本年上期 (1-6 月) の『全件数』は 472 件で、うち『国内』は 103 件、『海外』は 163 件だった。「商品先物取引法施行前と後の相談件数比較」(1 頁 1-③) は、2011 年 1 月 1 日に施行された商品先物取引法と相談件数の関連性を知るためのデータである。同法の施行前と後を比較する形で、昨年から調査を始めた。それによると『海外』の相談件数は施行前の 2010 年 (1,045 件) に比べ、2012 年は 163 件と 84.4%の減となっている。

* 国民生活センターは『海外商品先物等』の内訳として 2009 年から「オブション取引」と「ロコ・ロンドンまがい取引」の 2 分類を設けている。このうち「ロコ・ロンドンまがい取引」の 3分類を設けている。このうち「ロコ・ロンドンまがい取引」の対象となる取引には、「ロンドンで変数しされる金の相対取引(スポット取引)のまがい(類似)取引」のほかに、シカゴ大豆やニューヨーク原油などをペースとするCFD取引が含まれる。なお相談者によっては内訳を明示しないケースもある

(2) 過去の年度との比較

2011年度の『商品デリバティブ関連相談件数』(『全件数』)は1,508件と前年度に比べ約6割減少した。これはデータを取り始めた2005年度以降、5年連続で増加していた『海外』の相談件数が初めて減少に転じ、その減少の割合が前年度比で7割を超えるマイナスとなったためである。

相談件数の前年度比較

51 551 5-355 1135 113								
		11 年度	10年度	09 年度	08 年度	07年度	06 年度	05 年度
全件数		1, 508	3, 587	3, 586	3, 907	3, 913	4, 532	4, 711
前年度比較((#)	▲2,079	+	▲ 321	9 ◀	▶ 619	▶ 179	
増減率((%)	▶58.0	0.0	▶ 8.2	▲ 0.2	▲ 13. 7	▶ 3.8	
国内合計		298	299	319	334	337	869	724
前年度比較((#)	•	▶ 20	▲ 15	₹ 3	▲ 361	▶ 26	
増減率((%)	▲0.3	▶ 6.3	▲ 4.5	€ 0.0	▲ 51.7	▶ 3.6	
全件数比((%)	19.8	8.3	8.9	8.5	8.6	15.4	15. 4
海外合計		889	2, 388	2, 274	1, 427	1,021	906	296
前年度比較((#)	▲ 1, 750	+114	+ 847	+ 406	+ 116	+ 309	
増減率((%)	▲ 73. 3	5.0	59. 4	39.8	12. 8	51.8	
全件数比((%)	42.3	9.99	63. 4	36. 5	26.1	20.0	12.7
未区分		572	006	866	2, 146	2, 555	2, 929	3, 391
前年度比較((#)	▶328	▶ 93	▲ 1, 153	▶ 409	▲ 374	▲ 462	
増減率((%)	▶36.4	▶ 9.4	▶ 53.7	▲ 16.0	▲ 12.8	▲ 13.6	ļ
全件数比((%)	37.9	25.1	7.72	54.9	65.3	64. 6	72.0

商先法以前の規制で『国内』は減少)

2011 年度の『国内』の相談件数は 298 件で、前年度に比べわずか 1 件の減少にとどまった。2011 年 1 月 1 日に施行された商品先物取引法による行為規制の強化および同法の付帯決議による不招請勧誘禁止の影響を読み取ることはできない。

『国内』相談件数の推移を見てみると、2005年度の724件、06年度の698件から 07年度の337件への減少が大きく、これは 05年5月および 07年8月に施行された改正商品取引所法による商品取引員(現商品先物取引業者)に対する勧誘規制の強化を映したものと解される(*)。これら数次の規制強化と自主規制の定着により、商先業者のコンプライアンス意識が浸透し、『国内』の相談件数は減少傾向を維持している。

* 05 年改正では①商品先物取引の仕組み・リスクに関する事前説明の義務づけ、②適合性原則の規制強化、③再勧誘の禁止等不当な勧誘行為の禁止の法定化——などが、07 年改正では①広告規制、②不当な勧誘等の禁止・適合性原則・説明義務の拡充、③金融商品販売法の準用——などがでわれている。

(『海外』相談件数は激減)

『国内』とは対照的に、2011 年度の『海外』の相談件数は 638 件と前年度比 1,750件減少し (減少率 73.3%) 3割以下になった。調査開始以来 5年連続で毎年、百数十件から最高 800 件を上回る勢いで増加してきた『海外』が減少に転じたのは今回が初めて。「トラブルのない商品先物市場の実現」をテーマに掲げ、取引所外取引(ロコ・ロンドンまがい取引を含む)と海外先物取引業務に国内商品先物同様の参入規制を導入し、同時に行為規制を強化したことが効いたとみられる。

なお、これにより昨年は全件数に占める割合が3分の2にも達していた『海外』の相 談件数は4割にまで減少している。

(4) 商品先物取引法施行後の相談件数

上述の『海外』相談件数の減少と商先法の関係は「商品先物取引法施行前と後の相談件数比較」からより明確に読み取れる。年度の区切りと異なり、商先法の施行前と後で分けた同比較では、『海外』相談件数は 2010 年上半期の 1,045 件から、今年上半期は163 件と、8 割以上の明らかな減少となった。

相談件数の詳細)

商先法施行直前の 2010 年上期に 1,680 件だった全件数は、施行年の 2011 年同期には 1,180 件 (前年同期比と29.8%域)、今年は 472 件 (同 60.0%域)となった。しかし、この数字をより詳細に分析すると、『国内』は 2010 年 143 件、2011 年 126 件 (同 11.9%域)、2012 年 103 件 (同 18.3%域)と漸減例を ものの、その速度が緩やかである。これに対し『海外』は 2010 年 1,045 件、2011 年 733 件 (同 29.9%域)、2012 年 163 件 (同 77.8%域)と法施行を境に急速に件数を減らしている。さらに施行前の 2010 年と今年の比較では『国内』が 40 件の減少 (28.0%域)であるのに対し、「海外』は 882 件の減少 (84.4%域)であり、その急激な減少のは顕著といえる。

なお『箱外』の減少に関して、2011 年の前年同期比の減少率が 2012 年に比べて過小なのは、2011 年の相談としてカウントされた案件に、法施行以前の出来事に依拠するものが含まれていたためと推測される。その後、2012 年上期に至るまでには、2011 年に海外先物取引業務が許可制になる以前に問題を抱えていた業者が淘汰されたことから相談件数が激減したと見るのが自然と思われる。

これをさらに裏打ちするのが「オプション取引」と「ロコ・ロンドンまがい取引」の相談件数の減少だ。2010 年上半期にはそれぞれ 137 件と 152 件だった相談件数は 2011年に 93 件と 124 件、そして今年は 11 件と 18 件にまで減り、ほぼ終息の兆しを見せて

以上

(文責:先物協会事務局)

- 4 -

〔資料8〕広報事業関係資料

JCFIA 日本商品先物振興協会



時代の要請に即応した商品先物市場へ

取引をなさる方へ

上場商品等

商品先物取引業者等

情報チャンネル

研究者の方へ

産業界の皆様へ

協会について

協会概要

- ▶ 設立目的
- 沿革
- ▶ 機関
- ▶ 組織図
- ▶ 定款・諸規程 (2013/3/19改正)
- ▶ 事業報告書 (2012/6/19更新)
- ▶ 役員·委員会名簿 (2013/2/18更新)
- ▶ 当協会10年の歴史 (2009/4/1掲載)
- ▶ 所在地
- ▶ 協会の活動内容についての ご意見
- 新会長就任のご挨拶 (2011/10/21)

会議資料等

- ▶ 理事会等資料 (2013/03/12更新)
- ▶ 会議日程表 (2012/8/15掲載)

損金等未払委託者に関する 情報の開示請求等

(委託者情報センター業務)

▶ 手続の流れ等 (09/11/5掲載)

資料請求

- ▶ リーフレット 「商品先物取引と税金」
- ▶ マンガで解説「商品先物取引」
- ▶ 日経フューチャーズリポート

▶ 新着情報

[05/15] 大阪堂島商品取引所のサイトに「コメ試験上場検証に係るアンケートのお願いについて」が掲載されていますので、ご案内いたします。

[04/30] 〈会員の皆様へ〉「リスク値計算シート」を更新いたしました。

[04/22] 〈会員の皆様へ〉 第3回 市況講演会の開催についてご案内いたします。

[04/11] 〈会員の皆様へ〉 第2回 市況講演会の開催についてご案内いたします。

[04/03]「セミナー・イベント情報のご案内」にコモディティオンラインTV主催セミナーの情報を掲載しました。

[03/27] <会員の皆様へ>第97回理事会(平成25年2月26日開催)の議事録を掲載いたしました。

[03/26]「電子取引の普及状況に関する定期的調査の結果」を掲載いたしました。

[03/26] 定款変更が承認されましたので、変更後の定款を掲載いたします。

[03/26] 〈会員の皆様へ〉平成25年度の事業計画・収支予算を掲載いたしました。

[03/15] 〈会員の皆様へ〉第1回市況講演会の開催についてご案内いたします。

一覧 🕨

→ 取引をなさる方へ

商品先物取引を知ろう

- 先物(さきもの)取引って何? 取引の仕組み
- はじめての商品先物取引(2011年8月版)
- 損失限定取引スマートCXとは? 取引ルールについての新聞広告(20060725)
- 先輩投資家の声(20110511)

商品先物取引と税金

- 商品デリバティブ取引に関する税金
- 国税庁HP「確定申告のしかた」
- <u>商品先物取引と税金Q&A(PDF)</u> 📆
- 商品先物取引等の税制改正に関する要望(2012/07/10 更新)
- 商品先物取引等の所得に対する税制アンケート調査 (2012/07/13 掲出)
- <u>用語集</u> (2009/8/28掲載)

本人確認法について(金融庁からのお知らせ)(20061006)

- 本人確認法施行令の改正について(PDF:91K)
- はやわかり本人確認法(PDF: 1,455K)

海外商品先物取引について

■ 関係諸機関からのお知らせ

不正行為等に関する情報提供のお願い

- 商品先物取引に関する情報受付窓口(経済産業省)
- 不公正取引情報受付窓口(農林水産省)

→ 上場商品等

商品について

■ 商品特性、変動要因 ■ 主要商品の取引単位など ■ 充用有価証券の種類・銘柄と充用価格の基準 ■ 値動き情報(商品相場情報)



会員専用ページ



セミナー・イベント 情報のご案内



商品さきもの知識普及委員会





CX講師宅配便に関するよくある質問

あんなのコモディティ◎

金や原油、コメなどの相場価格や チャートなど参考になる情報が満載!

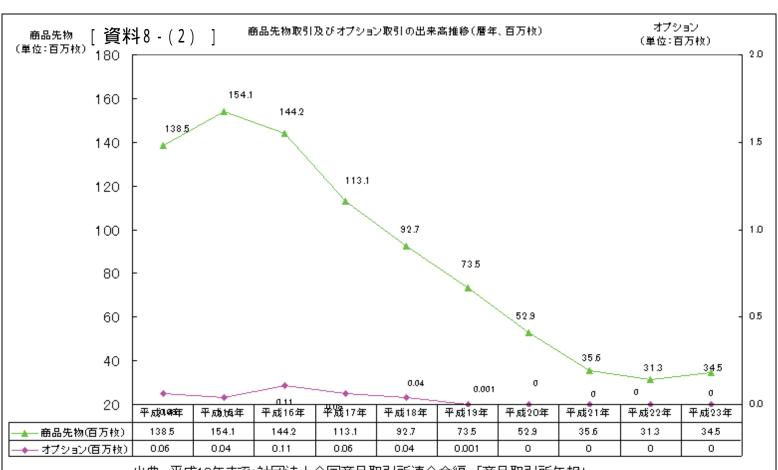




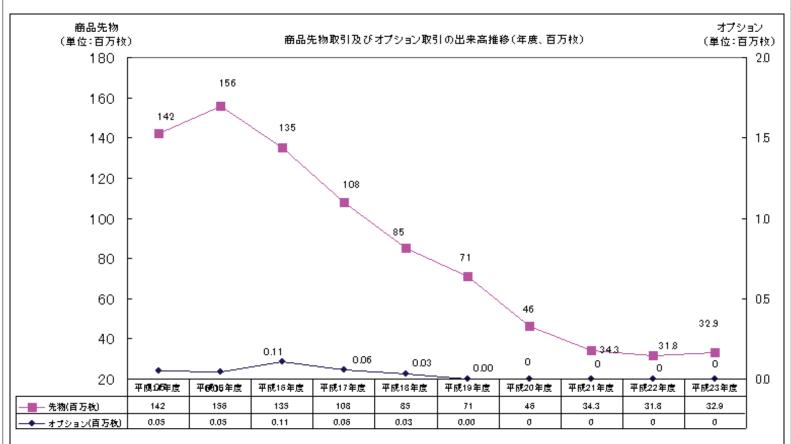




▲ ベージトップへ戻る



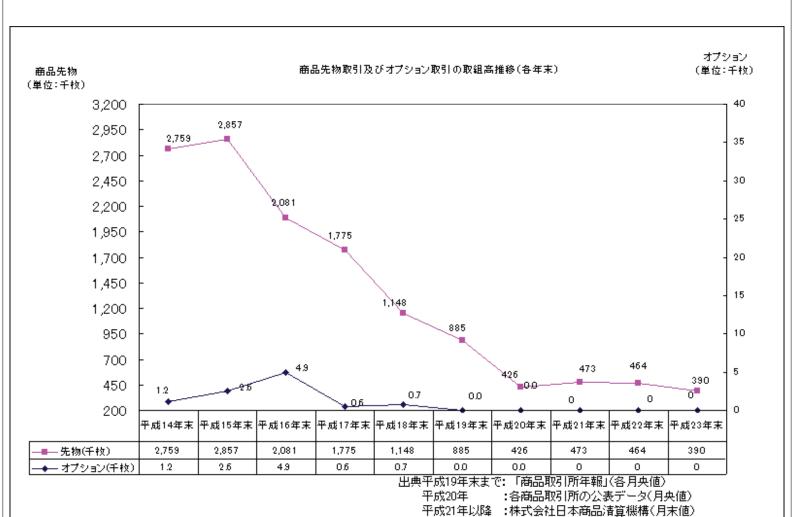
出典 平成18年まで:社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」 平成19、20年:商品取引所連絡会調べ 平成21年以降:株式会社日本商品清算機構調べ

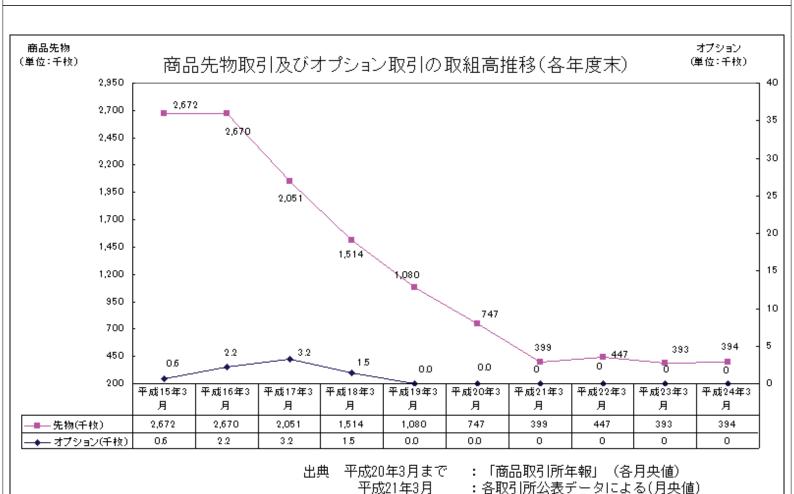


出典 平成19年度まで:社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」

平成20年度 :商品取引所連絡会調べ

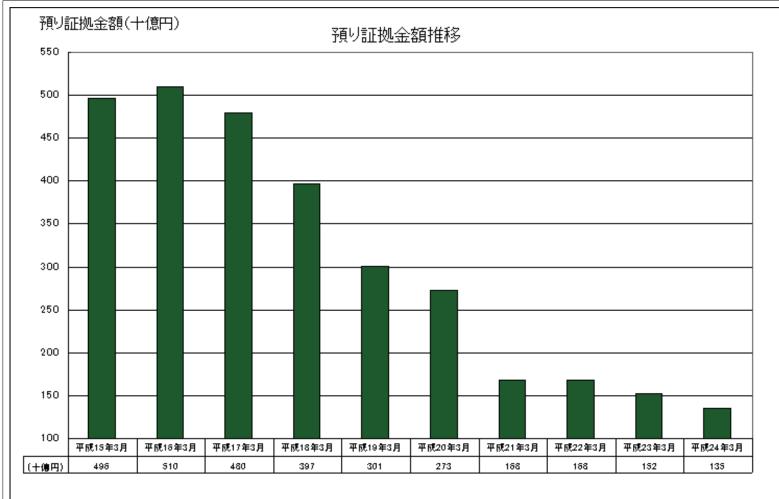
平成21年度以降:株式会社日本商品清算機構調べ



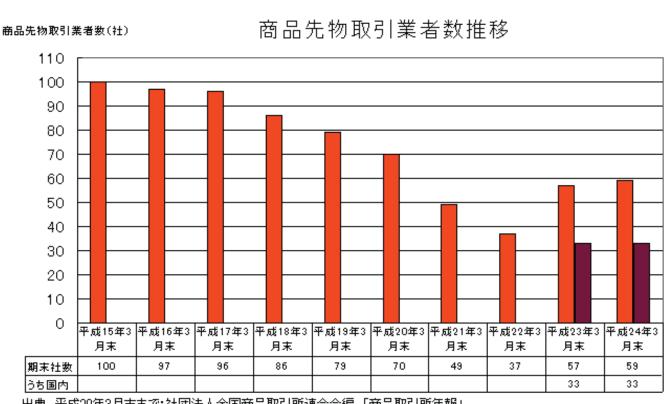


平成22年3月以降

:株式会社日本商品清算機構調べ(月末値)



出典 平成17年3月まで:社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」 平成18年3月から : ㈱日本商品清算機構調べ(値洗損益、決済損益を加減した数値)



出典 平成20年3月末まで:社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」

平成21年3月以降 :本会調べ(速報値)

注意事項 平成23年1月から、商品先物取引業者資格は「国内」「海外」「店頭」の3つに区分された。

そのため、平成23年3月期以降針、「全商先業者数」「うち国内取引所取引を取扱う業者数」の2本立てで表示することとした。 それ以前の業者数は、国内取引所取引を取扱う社の数である。

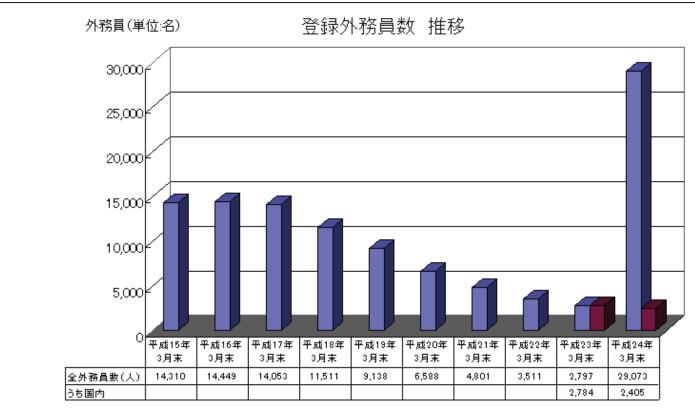


出典 平成20年3月末まで :社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」

平成21,22年3月末 :本会調べ(速報値)

平成23年3月末 :本会作成「会員等名簿」より

注意事項:平成23年3月末は国内取引に係る事業者の営業所数の合計値である。



出典 平成20年3月末まで:社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」

平成21年3月末 :日商協「事業報告書」より 平成22年3月末以降:日商協調べ(会報による。)

注意事項 平成23年1月から、商品先物取引業者資格は「国内」「海外」「店頭」の3つに区分された。

そのため、平成23年3月期以降は、「全外務員数」「うち国内取引所取引に従事する外務員の数」の2本立てで表示することとした。 それ以前の外務員数は、全て国内取引所取引に従事する者の数である。

委託者数 推移 (国内取引に係る者) 委託者数(単位:名) 130,000 ...118,230... 120,000 114,181 113,958 15,470 110,000 99,551 107,225 103,858 100,000 96,012 87,233 90,000 82.57 80,000 70,000 60,000 50,000

出典 平成20年3月末まで :社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」

3月末

113,958

3月末

114,181

平成21,22年3月末 :本会調べ

3月末

118,230

平成13年 | 平成14年 | 平成15年

3月末

115,470

3月末

107,225

委託者数

平成22年12月末 :農林水産省、経済産業省「商品先物取引に関する実態調査」より

|平成16年 |平成17年 |平成18年 |平成19年 |平成20年 |平成21年 |

3月末

99,551

3月末

96,012

3月末

87,233

3月末

103,858

平成22年

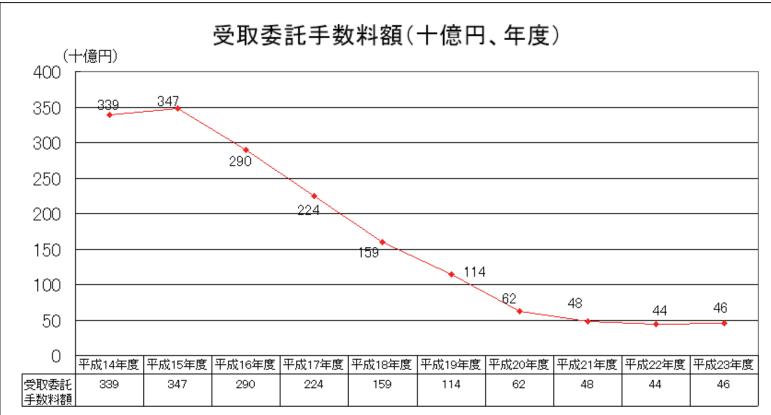
3月末

82,571

平成22年

12月末

75,676



出 典:日商協会報

注意事項: 平成22年度以降は外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る手数料が含まれている 可能性がある。

ヤフ一株価予想 : 菊川さんにご参加頂きました

ヤフ一株価予想ページにて連載いただいております。更に多くの方にご参加頂ければ幸いです。



「資料8-(4)]

キャンペーン:コモディティ素朴な疑問 募集&ランキング

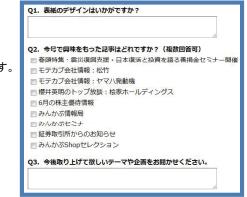
■概要

コモディティについての素朴な疑問を大募集 基本的な疑問も掲載

ランキング付けしてにお答えいただきたいと思います。

■例えば

- ・金、金ミニはいくらからかえるのか? いくら動くといくら儲かるのか?
- ・何時に始まり、何時に終わる?
- ・レバレッジは何倍なのか?
- ・投資額(入金額)以上損するのか?
- ・そもそもネットだけで取引可能か?
- ・株じゃなくて、FXじゃなくてコモディティのいいところ
- ・こういう人に適している!性格別投資対象としてのコモディティ
- ・資産運用ポートフォリオにおけるコモディティの位置
- 勝ってるコモディティトレーダーの特徴
- ・コモディティ投資家のある1日
- ・コモディティ投資家の投資スタイル







アンケートの実施

「みんなの株式」「みんなのコモディティ」でアンケートを実施(平成24年6月20日~7月10日)。



Copyright 2012 minkabu, Inc. All rights reserved.



Page 1

アンケート結果について

■アンケート結果

回答者のチェックが多かった項目は以下の通り。

- 1. 勝っているコモディティトレーダーの特徴
- 2. 金、金ミニはいくらからかえるのか?
- 3. レバレッジは何倍なのか?
- 4. 投資額(入金額)以上損するのか?

※有効回答数 : 30件

上記のアンケート結果を今後の「みんコモ」コンテンツに反映し、いっそうの訪問者獲得につなげることとする。

🕲 みんなのコモディティ



 $\frac{1}{1}$

[PR]進化を続ける商品先物オンライントレード! 岡地のオアシス

みんコモ・コラムアワード2012

5 | thung | < 5 【著者】みんかぶマガジン編集部2012年12月4日 ▼ Tweet < 2 0 8 Ø +1 0



2011年9月下旬に誕生したみんなのコモディティでは、同年11月よりコモディティ関連コラムの提供を開始し、2012年10月末までの1年間で、コラム執筆者累計12名、本数累計600本を数えます。この場をお借りして、コラムニストの皆様をご紹介させていただくと共に御礼申し上げます(お名前あいうえお順)。

大谷 滋 様 (岡地株式会社)

(岡藤商事株式会社 小菅 努 様(大起産業株式会社

弘之 様(日本ユニコム株式会社)

(株式会社コモディティーインテリジェンス) 藤 雅世様(

ーターファンデン豹変ファンド様(岡安商事株式会社) 和彦様(株式会社フジトミ

井 浩佳様(株式会社アルフィックス)

三浦 良平様(岡地株式会社

みんコモ・コラムアワード2012 | みんなのコモディティコラム

吉田 哲様(ドットコモディティ株式会社) 鹿谷 直様(ドットコモディティ株式会社)

今回、特に以下の皆様を、みんコモ・コラムアワード2012受賞者として表彰させていただきました。おめでとうご ざいます

アワード対象期間

2011年11月~2012年10月末の1年間

アワード対象者の条件と種類

以下①~③の条件を同時に満たしたうえで、1コラムあたりの平均PV(コラム総PV÷コラム本数)を算出し、1番 目の方を大賞、2番目の方を副賞とする。

① 2011年11月~2012年10月末の1年間に、合計6本(2か月に1本)以上コラムを提供いただいていること。 ② 2012年8月~10月の3か月間で1本以上コラムを提供いただいていること。 ③ コラムPVがTOP10入りしていること。

みんかぶ社が独自に判断したもの。



大賞(日本ユニコム 菊川 弘之様)

のインエ・コフムノンード2014人具は146、74乗ンCCで、4010。は大いのスタッツで1120のコニップで1120にできた。125いて、机上の空調で14なく、実際にナレード(投資)する立場で役立つ内容を心掛けたことが評価され、境したいで、(現し)を開いて大勢のトレンドを測り、アウニカル分析・日柄分析・内部要因分析を組み合わせて、「いつくらいに・どの程度の値幅で動き・どうなったらどうすべきか」を、世界的な過剰流動性相場・金融不安・人口増加・異常気象・地政学リスクなど不透明要因が多い中、少しでも分かりやすく、今後もお伝えできれば幸しです。 みんコモ・コラムアワード2012大賞を頂き、有難うございました。歴史的な大変動の中にあるコモディティ市場

2013/05/13



副賞(小次郎講師 様)

母 じ しょく とい

思いもかけず素敵な賞をいただき、ぴっくりしています。世はテクニカル分析ブームでインターネットで検索すればほとんどのテクニカル指標に関して解説がでています。しかし、そのほとんどの解説が表層で終わってしまい、 結局投資家にとっては使えないものとなっているのはとても残念です。

何の前提もなく70%以上は買われすぎだとか30%以下は売られすぎだとかいう危険。テクニカル指標の計算 式は覚えなくていいです、どこで買うかどこで売るかというシグナルだけ覚えればいいですという話の危険。正 しい投資教育の場が無いことが日本の問題だと私は思っています。

まだまだ未熟でお恥ずかしいですが、投資リテラシーの向上に少しでもお役に立てればと思っています。今後

ともよろしくお願いします。



特別賞(岡藤商事 郷右近 要 様)

簡潔かつタイムリーな情報をみんなのコモディティユーザーに日々、お届けいただいた点を感謝しております (みんかぶ)。

BUXVY

この度、「みんコモ・コラムアワード2012特別賞」をいただき、ありがとうございます。個人投資家の方々への幅広い啓蒙という立場から、「みんなのコモディティ」はとても訴求力の高い、素晴らしいWebサイトであろうと認識しています。これからも、幾多の投資家の方の支持を受けて行くことでしょう。さて、相場の世界に王道無し、煩悩との闘いであるとは相場界の先達先人の方々が言われてきたことであります。如何にして実践できるかを日々考え、引続き投資家支援の立場を忘れずに、コメントを提供して参ります。









2013/05/13



ゴールド川柳企画~あなたと金の2012年~ 送付状況



Copyright 2012 minkabu, Inc. All rights reserved.





1

【概要】

全体テーマ: 2013年の株式・商品市場展望

日時:2013年1月12日(土)13:30開演(13:00開場)

会場:東京工業品取引所 B1セミナールーム 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

招待者: Yahoo!ファイナンスVIP俱楽部会員

定員:80名 聴講費:無料

主催:ヤフ一株式会社、株式会社みんかぶ

後援:日本商品先物振興協会、株式会社東京工業品取引所、株式会社東京穀物商品取引所、株式会社日本商品清算機構

協力:株式会社想研

【プログラム】

13:00

13:30 開演の辞

13:33~14:40 セッション1「2013年の株式市場展望」

講師: 井上 哲男 氏(MCPアセット・マネジメント証券株式会社 チーフ・ストラテジスト)

14:40~14:50 休憩

14:50~16:00 セッション2「2013年の世界経済と国際商品」

開場

講師:柴田 明夫 氏(株式会社資源・食糧問題研究所 代表)

16:00~ お楽しみ抽選会・終演

CONFIDENTIAL



2012.12.02ゴールドについて学び、ゴールドでつながる一日





スペシャリスト、投資家、メディア、関係者が一堂に会するゴールドの祭典



ゴールドフェスティバル2012の詳細&参加申込はこちらから

http://goldfes.jp/



ゴールドフェスティバル 検索

主催:ゴールドフェスタ運営事務局 メディア協力:日経マネー 特別後援:ワールド ゴールド カウンシル/後援:











要請に即応した

商品先物取引を行うなら協会正規登録会社にて。

カネジ商事株式 共和トラスト株式会社 KOYO配券株式会社 株式会社コムテックス サンワード貿易株式会社 断日本商品株式会社 JPアセット証券株式会社

北辰物産株式会社 株式会社UHG 豊商事株式会社 ローズ・コモディティ株式会社



日本商品先物振興協会 http://www.jcfia.gr.jp/ JCFIA JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION

お取引に関するご相談は、下記の相談センターへ。

日本商品先物取引協会(IIA編集)相談センター TEL 03-3664-6243 (平19:00~17:00) 〒103-0016 東京都中央K日本衛本劇町9-4(日南国ビル) # 編品先物会社の開示情報は、日本商品先物取引協会の本部・支部・またはホームページhttp://www.nisshokyo.or.jp/で閲覧できます。

■第11回ご愛顧特別感謝祭 投資戦略フェア2013

□ 日 時: 2013年3月16(土) 10:00~18:30

□ 会 場: 東京ドームシティ プリズムホール

(東京都文京区後楽1-3-61)

□ 対 象: 個人投資家

口 来場予定者: 2,000名~3,000名

□ 入場料: 事前登録無料(当日 3,000円)

□ 受講料: 無料~5,000円

口 主 催: パンローリング株式会社

□ 後 援: 東京証券取引所・大阪証券取引所

東京金融取引所 東京商品取引所

CMEグループ・日本商品先物振興協会



2

[資料8 - (11)]

関西商品取引所、㈱東京穀物商品取引所及び日本商品先物振興協会では、「コメ先物市場の意義-72年ぶりの復活!-」と題し大規模米作の地「大潟村」より小林 肇大潟村農業協同組合組合長をお迎えし、以下のとおり講演会を開催しますのでお知らせします。

平成24年12月12日(水) 午後5時30分 ~ 午後

食糧会館2F会議室(東京都中央区日本橋小伝馬町15-15) *先着76名で締め切らさせて頂きます。

鵐

촲

. თ \exists

基調講演 『農家のための米先物取引』 大潟村農業協同組合 組合長 小林 肇 氏 パネルディスカッション『コメ先物取引の意義について』(仮称) 《パネラー》 ・大潟村農業協同組合 組合長 小林 肇 氏

・株式会社カーギルニア・ボース 教物油脂本部 教物グループ統括部長 佐藤・関西商品取引所 理事長 岡本 安明 氏

万百

業務部/浅井

お知らせ

聞い合わせ先) 関西商品取引所 TEL 06ー6531ー7932

(5)

はじめての 商品先物取引



CONTENTS

■商品先物取引って、なに?2~3
■商品先物取引は「証拠金取引」4~5
■商品先物取引のリスク6~7
■リスクを踏まえて取引8~9
■商品先物取引の注文は
商品先物取引業者に委託 10~11
■自己責任に基づいた取引 12~13
■さぁ、取引をはじめよう 14~15

JCFIA

日本商品先物振興協会

商品先物取引は少額の資金でその何十倍以上もの金額の取引を行うものです。 相場の変動により、短期間で大きな利益を得る可能性もありますが、 反対に投下資金以上の損失を生じることもあります。

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9 - 4 TEL: 03-3664-5731 FAX: 03-3664-5733 http://www.jcfia.gr.jp/

2013.03

JCFIA

PAN COMMODITY FUTURES
ASSOCIATION

日本商品先物振興協会

■商品先物取引を知ろう!(1)

商品先物取引って、なに?

いつもより早起きした週末、新聞を読んでいたはじめさん(()は、「商品先物取引」 という言葉が目につくことに気づきました。そこで、ご近所の物知りのまさるさん (全)に商品先物取引のしくみや実際の取引のしかたを聞いてみることにしました。









取引に決済期限がある

金の先物価格





将来の価格を

今、決める商品先物取引

生鮮食品の卸売市場では、その日の食品の価格を決 めています。また株式市場でも、その日の株価を決 めています。一方、農産物や工業資源などの商品の 先物取引を行っている商品先物市場では、最長で1 年先の将来の商品の価格を、需要や供給の見通しな どを織り込んで、現時点で決めています。

商品先物取引で「リスクヘッジ」

商品の価格は、需給の状況や経済動向などで変動しますの で、生産者やメーカー、加工業者、卸売業者、ユーザーな どは、商品価格の変動による経営上のリスクに常にさらさ

しかし、同の元初川場を利用して、表明別に付みの出現 相を確定させることにより、価格変動による経営のリスク を回避することができます。これを「リスクヘッジ」とい い、企業の経営の安定に役立っています。

「限月(げんげつ)」ごとに取引

各商品は「限月(げんげつ)」と呼ばれる取引期限ごとに 売買が行われ、価格が決められます。商品には、

商品先物取引は将来の決められた期日に商品の受渡

しを約束する取引ですから、取引には期限がありま

す。この期限の月を「限月」その限月の最終取引日

を「納会日」といいますが、限月や納会日は商品に

よって異なります。納会日を迎えるとその限月の取

引は終了となりますが、代わって新しい限月の取引

が始まります。この取引の始まりから納会日までの

●毎月受渡しを行うもの

期間は最長で1年です。

- 偶数月ごとに受渡しを行うもの奇数月ごとに受渡しを行うもの
- ●便宜上、限月はあるが受渡しはできないもの

があります。 例えば、「6月限 (がつぎり) を買う」とか、「9月限を売る」というようにして取引が行われます。

「差金決済」ができる ということは…

商品先物取引では、必ずしも商品の受渡しを行う必 要はありません。それは、納会の前であれば「買い」 の取引は「売る(転売)」ことにより、「売り」の 取引は「買う(買戻し)」ことにより、買った時ま たは売った時の価格と現在の価格との差額を精算し て取引を終了できるからです。これを「差金決済(さ きんけっさい) 」といいます。差金決済は商品先物 取引の最大の特徴です。

差余決済ができるということは…

全金決済で取引を終えることを前提とすれば、引き取る意思のない商品を「買う」約束をすることも、持ってない商品を「売る」約束をすることもできるはずです。実際、商 ぬを1元の1約束を9をしてもにきらは9で9。実際、商 品先物取引では、将来、商品の価格が上昇すると思えば「売り」 い」から、逆に、将来、価格が下落すると思えば「売り」 から取引を始めて収益の獲得を目指します。 もちろん納発日を待って、商品先物市場を通じて商品を引 き取ることも、商品を渡して現金を受け取ることもできま す



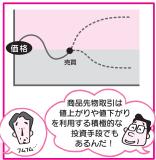
商品先物取引は「証拠金取引」

商品先物取引は、「将来の価格を、今、決める取引」で、取引に決済期限があり、また、 差金決済ができる取引であると聞いて興味がわいてきたはじめさん。そして、商品 先物取引には、もう一つ、大きな特徴があります。それは、「証拠金」というものを 預けて行う取引であるということです。











「証拠金」を預託して取引

株取引では売買代金の全額を受払いしますが、商品 先物取引では総額の3~8%程度の「取引証拠金」 を取引の担保として預託し売買を始めます。この投 資資金効率の良さは商品先物取引のメリットですが、 証拠金の額に比べて十数倍~三十数倍の取引をする ため、大きな利益を期待できる反面、それと同等の 損失を被る可能性も否定できません。

*取引証拠金の額は商品先物取引業者によって異なる場合があります

取引銘柄(上場商品)は 身近なモノばかり

商品先物取引は、商品先物取引法に基づき農林水産 大臣または経済産業大臣の許可を受けた商品取引所 が開設する商品先物市場で行われています。日本に は現在2つの商品取引所があり、貴金属、農産物、 石油製品など生活に密着した多様な商品や商品指数 が上場されています。

積極的な投資手段

商品先物取引は、「先物価格」の値上がりや値下がり を利用して「安い時に買い契約をして、高い時に転 売して差金決済する」、あるいは「高い時に売り契 約をして、安い時に買い戻して差金決済する」こと で利益を得ようとする積極的な投資手段でもありま



取引に必要な証拠金について

は、アルーンででのロルビュル・ノ・ の品の物物の見楽者は日本商品の無線構 (JCCH) が発表する "スパン・バラメータ" に基づいて "取引証拠金" の額を決 定します。 "スパン" は価格変動リスクに応じて必要を延拠 金の顔を計算からンステムです。 価格変動リスクが減まっている場合には定理金を多めに用る 「本格である」となった。そのままれた。ッパロッフしいや場合には証拠金を多めに預ることで、委託者を価格変動のリスクから保護する役割を果たします。

商品取引所と主かト提商品

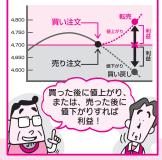
10004X3177CT-05T-00100		
	東京商品 取引所	金(標準・ミニ)、白金(標準・ミニ)、銀、パラジウム、ガソリン、灯油、原油、 中京石油(ガソリン・灯油)、ゴム、とうもろこし、大豆、小豆、粗糖など
	大阪堂島商品 取引所	コメ(東京・大阪)、とうもろこし、大豆、小豆、冷凍エビ、粗糖、コーン75指数など

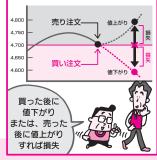
■商品先物取引を知ろう!(3)

商品先物取引のリスク

商品先物取引には、預貯金や株式取引などとは大きなちがいがあることがわかった はじめさん。それでは次に、取引による利益や損失の計算のしかたを教えてもらい ながら、取引にはリスクもともなうことをしっかり理解していきましょう。











利益となる場合の計算例

金先物価格は1gあたりで表示されますが、「金(標 準) 取引」は1kg単位の取引ですので、1g4,700 円の時に買い、その後100円値上がりした4,800 円の時に反対売買(転売)すれば100円の1千倍、 10万円の売買差益が得られます。また4.700円の 時に売り、100円値下がりした4,600円の時に反 対売買(買戻し)した場合にも、やはり10万円の 売買差益が得られます。

損失となる場合の計算例

金 (標準) 取引を1g4,700円の時に買い、その後 100円値下がりした4,600円の時に反対売買(転 売)して決済したとします。その場合、前頁の例と は反対に10万円の売買差損が生じます。また4,700 円の時に売り、その後100円値上がりした4.800 円の時に反対売買(買戻し)して決済した場合にも、 やはり10万円の売買損となります。

リスクコントロールは しっかりと

商品先物取引では取引に伴うリスクをうまくコント ロールすることが大切です。そのためには取引開始 前に1取引あたりの損失の限度額を決めておくこと をお勧めします。取引を始めたら、その限度額内で 取引を決済するための売買注文 (ストップ注文)を 出しておきましょう。リスクをコントロールする方 法はこれだけではありません。リスクとうまくつき 合えば、大きな損を回避することも可能です。

取引単位と「総取引金額」

表示価格×倍率×枚数=総取引金額

損益計算のしかたと追加の資金預託

売買が成立した時の値段を「約定値段(やくじょうねだん)」 といいます。先物価格は常に変動するので、取引期間中はそ れに伴い損益も常に変動します。

- ●「買い」から始めた場合の損益

取引中の計算上の損益を「値洗益(ねあらいえき)」または 取引中の計算上の班金を「他先配気のかいたき」)または 「他決策化あたいたか」といいます。 男益は即ります。 した時に確定します (実際の取引では、別途、商品先効率 日業者への受託予数料や、手数年にかかる高等制が必要と なります)。「億先指」が拡大し、計算上の預り延数金額 が委託者記製金の額を下脳った場合、取引を決済せずに続 けるには、要若軽証料金を上回るまで追加の資金類形が必 要になります。

リスクを踏まえて取引

投資にはリスクがあります。特に商品先物取引は証拠金以上の損失になってしまうこともある取引ですので、リスクを十分に踏まえて取引することが必要です。取引をする際には、どのような点に注意しなければいけないか、見ていきましょう。











余裕資金で取引すること

商品先物取引は短期間で大きな利益が得られる可能性がある半面、値動きの予測が外れれば、当初の投資額を上回る損失となる可能性(リスク)もあります。ですから、取引は生活資金ではなく、余裕資金で行うべきです。また給資金をあっても、取引。初めからすべてを証拠金として使うのではなく、加加資金が必要となる場合に備えて、さらにその一部を確保しておくことが大切です。

情報を検討する 時間的余裕が大切

商品先物取引は1日のうちでも価格が大きく変動することがあり、その結果、預託した証拠金に比べて大きな損益が発生する可能性があります。ですから、噂や未確認情報によって取引するのではなく、情報の事実確認をするなど、情報についての検討をする時間的余裕を持つことが大切です。そして、ご自身が納得した上で「売り」「買い」の判断をしてください。

取引方針を 決めておくこと

相場はいつも自分の思惑どおりに動いてくれるわけではありませんし、わずかな偏動きでも損益に大き

にまりません。 かずかな偏動きでも損益に大き

(数質限度額、利益目標、損失限度額など)を

決め、資金の余裕を常に心がけておくことが重要です。価格がいくらになったら決済するのか、あらかでしめ商品先物取引業者に指示したり、ネット取引。

注文発注の条件を入力しておく方法もあります。



初心者には「ミニ取引」がおすすめ

東京商品取引所は、標準取引に比べ取引単位を小さくした 金と台会の「ミニ取引」を上掲しています。標準取引の取 引単位は金が1kg、白金が500g、これに対して金(ミニ) 取引と台金(ミニ)取引はいずれも100gです。つまり1枚 当たりの総取自金線である描された。 リ、価格変動に対する指述の発生からくしているのです。 これに伴い取引に必要な証拠金も少額となりますから、入

損失限定取引"スマートCX"とリスク管理

初期投資金額以上の損失が発生する可能性のない取引があります。それが「スマートCX」です。 間免先物取引では、一定額以上の損失の発生を回避するため、建玉中は損切りのためのストップ注文 (選指し恒注文) を発注しておくことが有効です。買い速なら「相場が一定の価格をで伸下がりたら売減」建立なら「相場が一点の価格を何をがりしたら売減」となるうだ、 満帯はこれでリスク管理が可能になります。しかし、市場の注文

が買いまたはありだけに集中するような極端なケースでは ストップ注文が成立しないことも想定されます。 そうしたリスクを確実に図過するのが"スマートCX"で す。投資家の皆さまには、取引開始時に商品先も取引実着 と「これは上の相は出さない」レベルで合意し、それに見 合う延拠金を預託していただきます。これにより万一のケ 一人が生じても、ストップ取引の成立は約束されます。 *2マートCXの間ほよの背内を開発によって限る場合がショチ、

■商品先物取引の実際(2)

商品先物取引の注文は商品先物取引 業者に委託

商品先物取引のしくみやリスクについて少しずつわかってきました。だけど、はじめさんは肝心なことがまだわかりません。それは、取引を始めるにはどうしたらよいのか、ということです。











まず、取引を委託する 商品先物取引業者を選ぶ

商品取引所の上場商品を取引する際は、商品先物取引法に基づいて主務大臣(農林水産大臣、経済産業大臣)から「商品先物取引業」の許可を受けた会社である「商品先物取引業者」に取引を委託します。ですから、まず取引を委託する商品先物取引業者を選ぶことから始めてください。

外務員を活用した取引 (対面取引) とオンライン取引

取引について「ルールがわからない」とか「アドバイスがほしい」という方は、商品先物取引業者の外務員(営業活動の資格者)をご活用ください。取引経験があり「ルールはわかっている」、「アドバイスは不要」という方にはパソコンや携帯電話でのオンライン取引もあります。利用できる情報や手数料もさまざまですので、自分に合った取引形態を選んでください。

わからないことは何度でも聞こう -納得してから取引-

取引を始める前は、必ず「契約締結前書面」と「受 託契約準則」を受け取ります。外務員から取引の仕 組みなどの説明を受け、よく理解することが必要で す。わからないことがあれば何度でも聞いて、十分 に理解してから取引を始めてください。

商品取引所のホームページ(P13参照)にも有益 な情報はたくさんあります。ぜひご覧ください。



商品先物取引業者の情報はどこで?

商品先助取目業者の本・支店情報や、オンライン取引の提供状況などは日本商品先物販賣協会のウェブサイト (www.pifa.gr.jp) で確認できます。同サイトは商品先物 取引業者のサイトにもリンクしており個別企業の情報取得 にも使用です。また商品を物取引に基づく自主機である日本語の先助即引協会のサイト(www.nisshokyo.orjp) では、商品各地同日業者の財務状況等のディスクロージャ 一情報が閲覧できます。

世界の時間で商品先物取引

正介が切り間(自由のアゼルな)。 東京商品取引所の取引時間は午前的時から至期4時まで(午 後3時30分~何5時は中前)。東京商品取引所で取引されて いる資金質1や石油製品、農産物は世界の市場でも取引されて だおり、その価格は時づ刻やを使化しています。価格を動 かす大きなきっかけは世界各国の政府や機関、企業などが 公表する各種の経済指揮です。東京商品取引所の商品先物 市場は、日本時間の設開にあたる世界の価格変動にも対応 しています。

「受託契約準則」と「契約締結前交付書面」

自己責任に基づいた取引

契約締結前に渡される書面をよく読み、外務員から説明を聞いて、取引のしくみな どを十分に理解することが必要だとわかったはじめさん。それでは次に、取引をす るうえでの大事なポイントをまさるさんに教えてもらいましょう。











売買の判断は自己責任で

投資には損益が伴います。「売るのか、買うのか」、 「取引を決済するのか、続けるのか」などの売買の 判断は、必ず自分自身で行うことが必要です。自分 の大切な資産を運用するのですから、他人任せは厳 禁です。外務員からのアドバイスや情報は、参考と 心得てください。

商品の値動きの要因

株価は、主に各企業の業績や景気動向で変動します。 一方、商品先物市場では貴金属や石油製品、農産物 など多くの商品が取引されていますので、価格変動 の要因は為替変動、世界経済の動向、諸外国の政治 情勢や地域紛争、天候などさまざまです。それらが 商品の需要と供給に影響を与え、商品の価格を左右 するのです。

情報が大切

商品相場は時々刻々と変化します。取引所の価格情 報はもちろん、商品先物取引業者からもたらされる 情報のほかにも、新聞やテレビ、インターネットな どを通じて、値動きの要因につながるさまざまな最 新情報に目を配っておきましょう。商品先物取引の おもしろさや奥深さの一端は、世界の情報を合理的 かつタイムリーに分析することにあります。



「約諾書」の意味

取引のレくあなどがよく理解できたら、取引を委託する旨の「新辞書」に基準される。 の「新辞書」に思る・絵印します。「約諸書」は、投資本 が商品や期取引業者に即引を委託する意理を表明する意思を表明すること は義務ではありません。 不過チャンスを持って、投資家が 自身で刊郷をとください。取ら問念、取引数量と失めた 角部にした証拠金の範囲内で取引の注文を出します。

取引に関する通知は必ずチェック

取引が始まると、「売買報告書及び売買計算書」や「残高期 合選知書」などにより、商品先物取引業者から取引状況が 選知されますので、必ず内容を確認と、回答などの手続き が必要であればきちんとその手続きを行ってください。ま た、それらの選知は取引終了まで大切に保存してください。

価格情報は取引所のホームページなどで

商品の価格情報は取引を委託している商品先物取引業者や 下記の取引所ホームページで入手できます。

東京商品取引所 (www.tocom.or.ip)

大阪堂島商品取引所(www.ode.or.jp)

■商品先物取引の実際(4)

さぁ、取引を始めよう

商品先物取引の基礎知識や取引上の注意点など、いろいろなことを教えてもらったは じめさん。どうやら商品先物取引を始めてみる気になったようです。勉強の方法や、困 ったときの相談窓口についてもアドバイスをもらいました。皆さんも積極的な資金運 用の選択肢として商品先物取引を検討してみてはいかがでしょうか。







疑問·相談(苦情) 111111 困ったときの相談窓口も あるから、安心だよ!



投資セミナーや書籍で 商品先物取引の知識を深める

商品先物取引を楽しむには、自ら積極的に知識を深 めることが大事です。商品先物取引業者が開催して いる投資セミナーに参加してみるのもいいでしょう。 また入門書から専門的な内容のものまで、さまざま な書籍も出版されています。もちろんインターネッ ト上でも商品先物取引関連の情報サイトは数多く存

利益は20%課税 損失は繰越控除

商品先物取引の差金決済等による所得は税率20% (所得税15%、住民税5%)の申告分離課税です。 損失は翌年以降3年間の繰越控除ができます。また 金融商品先物取引等(くりっく365、日経225先 物など)との損益通算も可能です。さらに平成24 年1月からは店頭商品デリバティブ取引、店頭金融 デリバティブ取引等も損益通算の対象となり、損失 の繰越控除も適用されることとなりました。

商品先物取引に関する 疑問や相談は

商品先物取引に関する疑問や取引に関する相談・苦 情は下記にご相談ください。

- 取引を委託している商品先物取引業者の顧客相 | 談窓口 (管理部など)
- 日本商品先物協会(日商協)の相談センター



商品先物取引に役立つサイト

商品先物取引業者のセキー情報は提供各社以外にも日本 商品先物取引業者のセキー情報は提供各社以外にも日本 商品先物期開始会、東京商品取引所、大家受無商品取引所 などがギャギやのホームページで開助お知らせしていま 個別の土場商品について、省庁が提供する参考となる各種 報計データは、日本商品先物振興協会ホームページ (www.jcflarji.o) の「上場商品等」のコーナー門商品 について、商品特性、変動要因」から参照できます。

商品先物取引に関する税金については

商品先物取引に関する税金について詳レくお知りになりたい方は、日本商品先物振興協会のホームページをご覧ください。(www.jcfia.gr.jp)

日商協・相談センター

日間期 1082 (日南館 は、商品先物家引法に基 力 (自主規制機能です。 「商品先物取引の地話、取引等の 相談、西情の受付、約争の解決をするための窓口として設 値、運営されています。) 相談西間は、平日の900~12:00、13:00~17:00です。 (世所戸 103:0016 東京都中央区日本橋小棚町9-4 (TEL)03-3664-6243



そのほかの金融商品など

商品ファンド

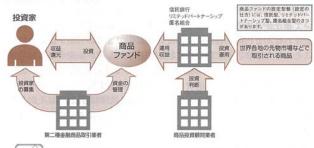
●特徴 商品ファンドは、投資家から集めた資金を1つにまとめ、その資金を、主として貴金属、農産物、エネルギーなどの商品先物市場と、通貨、金利、債券、株価指数などの金融先物市場、現物市場など幅広い金融資本市場で分散運用し、その収益を投資家へ分配する実績配当型の金融商品です。いわば"商品版の投資信託"ということができるでしょう。どのような商品に、どのような運用方法で投資するかについては、「契約締結前交付書面」をよく読んで確認しましょう。

従来はほとんどが元本確保型でしたが、昨今の超低金利の金融情勢を反映し、こうした設定が難しくなっていることにより、ほとんどすべてが積極運用型となっています。なお、商品ファンドは、預金保険制度の対象ではありません。

- ●利回り 基本は実績配当です。商品ファンドには、元本確保型という満期償還時に元本が確保されるように工夫されたものや、元本の一部を確保する一部元本確保型や、元本確保に必要な制約・費用をなくし、積極的に収益を狙う積極運用型があります。最近多い積極運用型では、特に運用成果により元本が毀損することもあります。
- ●償還期間 商品ファンドによって異なりますが、償還期間が、3年 ~7年程度が多くなっています。また、最近は追加型の商品ファンド で特に運用期間を定めず、毎月追加、中途解約が可能なものも出てき ています。

- ●税金 個人の場合、信託型は20.315%源泉分離課税、匿名組合型は 総合課税となっていますが、匿名組合型でも源泉徴収を行うものもあり ます。
- ●申込み そのときどきで募集されるスポット型と、常時申込みを受付けている追加型があります。

■商品ファンドの仕組み





金融商品購入の窓口…商品ファンドの販売業者

商品ファンドの販売業者は、金融商品取引法の第2種金融商品取引業の登録が必要です。また、商品先物等の運用については、いわゆる「商品ファンド法」による許可業者であり商品投資運用のブロでもある商品投資顧問会社に一任する必要があります。

商品先物取引

●特徴 商品先物取引とは「将来の一定の時期に商品とその対価の授 受を約する売買取引で、その目的物の商品を転売または買戻ししたときは差金(当初の買値または売値と、転売または買戻ししたときの売値 または買値の、差額)の授受によって決済することができる取引」です。つまり、約束した将来の期日前であれば、手元に商品がなくても売る 契約ができるし、買う契約をした場合でも差金決済をすれば商品を受 取らなくてもよいということになります。

●取引 商品先物取引は商品取引所で行われます。一般の投資家は商品先物取引業者(商品先物取引法に基づく許可を受けた会社。)に取引を委託して行います。その際、商品先物取引業者が個別に定める証拠金が最低の投資資金として必要となります。投資家が商品先物取引業者に預けた投資資金は、商品先物取引業者を通じて(株)日本商品清算機構に預託され、商品先物取引業者の財産とはわけて保管されます。

たとえば現在の総取引金額が100万円、証拠金が10万円の商品について値上がりを予想して買い付けた場合、130万円に値上がりして転売すれば30万円の利益となるので、10万円で3倍の利益が出たということになります。逆に70万円に値下がりしてしまい転売すると30万円の損失となるので証拠金の3倍の損となります(ほかに取引を委託する手数料と手数料に係る消費税などがかかります)。

商品先物取引は、投資家の保護を目的として初期投資額以上の損失 が発生しない仕組みの取引(損失限定取引)などがありますが、相場の 短期的な変動によって損益が生じることから、基本的にハイリスク・ ハイリターンの取引です。

●注意 日々の証拠金計算の結果、相場が予想とは逆の方向に動き、 証拠金の担保能力が一定の水準を下回って、なお取引の継続を望む場 合には、証拠金を追加で預託する必要がありますので、取引する場合 は余裕資金で行うことが大切です。 金

- ●特徴 金は国際的に取引されている投資商品の代表格で、戦争や国際的金融不安、インフレなど、政治情勢や経済情勢が混乱しているときに値上がりしてきました。そうした意味で資産保全のために保有することがしばしばあります。
- ●種類 金投資では、金地金と金貨がよく知られていますが、純金積立などの金融商品もあります。金地金は地金商、商品先物取引業者、銀行、貴金属店などで取扱っています。金貨は各国政府が発行している法定通貨です。地金型の金貨の価格は金相場に連動しますが、製造費などがかかるので、同量の金地金より割高です。24K(カラット)、22Kの違いがありますが、同じ重量の金を比較した場合、24Kは22Kよりも金の含有量は多くなります。

ちなみに24Kとは製品全体が金つまり純金のことで、22Kには一部銀や銅が含まれています。純金積立は、毎月一定額の金の買付けを行って積立てていくもので、月々3千円以上千円単位が主流です。いつでも時価で現金化が可能で、取扱い業者によっては、金地金やジュエリーとの交換もできます。

- ●価格表示 価格の表示方法には、「トロイオンス」(TOZ:31.1035g) 当たりのドル建ての国際価格と、グラム当たりの円建て価格があります。 <留意事項>
- ●リスク 金は通常、利息がつかず値上がり益を求めることになりますが、価格変動リスクがあり、市場の取引状況によって価格が上下します。また、金は国際的にはドル建てで、国内では円建てで取引されているので、国内の金価格は円ドル為替相場の変動リスクがあります。
- ●税金 地金や金貨、純金積立の売却益は、保有の目的や期間によって税金の取扱いが異なりますが、原則、譲渡所得として扱われ、総合課税で確定申告が必要です。

262

263